

令和5年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和5年9月20日（水）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	9月20日 午前9時00分宣告（第4日）			
応 招 議 員	1 番	多 田 陽 子	2 番	山 岸 美 登 利
	3 番	志 治 市 義	4 番	石 原 裕 介
	5 番	飯 田 雅 広	6 番	板 倉 浩 幸
	7 番	三 浦 知 将	10 番	富 田 さ と み
	11 番	伊 藤 俊 一	12 番	水 野 智 見
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	佐 藤 茂
不 応 招 議 員	8 番	吉 田 正 昭	9 番	加 藤 裕 子

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	加藤 正人
	政推進策室	室長	小島 昌己	政策推進課長	丹羽 修治
		ふるさと振興課長	太田 圭介		
	総務部	部長	鈴木 敬	次長兼 税務課長	鈴木 孝治
		安心安全課長	綾部 健	総務課長	藤下 真人
	民生部	部長	不破 生美	次長兼 環境課長	石原 己樹
		住民課長	戸谷 政司	保険医療課長	後藤 雅幸
		健康推進課長	小澤 有加	介護支援課長	松井智恵子
		子ども課長	飯田 陽亮		
	産建設業部	部長	肥尾建一郎	次長兼 まちづくり 推進課長	福谷 光芳
		土木農政課長	東方 俊樹		
	会計管理室	会計管理者兼 会計管理室長	森 実央		
	上下水道部	部長	伊藤 和光	水道課長	寺本 章人
		下水道課長	北條 寿文		
	消防本部	消防長	高塚 克己	次長兼 消防署長	竹内 豊
		総務課長	三谷 克利		
	教育委員会 会事務局	教育長	服部 英生	次長兼 教育課長	舘林 久美
		給食センター所長	浅井 修	生涯学習課長	佐々木淑江
	委員長及び委員	監査委員	西尾 重義		

<p>本会議に職務のため出席した者の職氏名</p>	<p>議事 務 会 局</p>	<p>局 長</p>	<p>萩野 み代</p>	<p>書 記</p>	<p>荒木 慎介</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)</p>				

- 日程第1 認定第1号 令和4年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 令和4年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 令和4年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 令和4年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 令和4年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について
- 日程第8 認定第8号 令和4年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について

○議長 水野智見君

おはようございます。

令和5年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきましてありがとうございます。

皆さんのお手元に、第2回議会運営委員会報告書が配付してありますので、お願いします。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しています。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いいたします。

傍聴される皆様をお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますようご協力をお願いいたします。

また、答弁する職員の入替えの際には暫時休憩とさせていただきますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

本日の欠席の届け出は、吉田正昭君、加藤裕子さんです。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る9月14日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○議会運営委員長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。議会運営委員長の安藤洋一でございます。

去る9月14日に行われました議会運営委員会の協議結果についてご報告を申し上げます。

令和5年第3回（9月）定例会、第2回議会運営委員会報告書。

令和5年9月14日木曜日、午前10時30分開会。

1、意見書の審議結果について報告いたします。

(1) 採択することになった意見書。ア、義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書。イ、国の私学助成の拡充に関する意見書。以上2件です。

(2) 不採択とすることになった意見書。これが5件。

(3) 継続審議することになった意見書。3件。

以上は、お目通しをお願いいたします。

2、令和5年第4回（12月）定例会の日程について、これ別添の資料をご参照願います。読み上げてまいります。

11月22日水曜日、議会運営委員会。12月5日火曜日、議会の開会、全員協議会。6日水曜日、5日の予定が終了しなかった場合の予備日となっております。8日金曜日、常任委員会。13日水曜日、一般質問。14日木曜日、一般質問の予備日となっております。20日水曜日、議

会の閉会となっております。

3、その他の（1）全員協議会の開催について。

9月25日月曜日、本会議終了後、協議会室において行います。

（2）議員総会の開催について。

9月25日月曜日、全員協議会終了後、協議会室において。協議事項としましては、議会報告会について、当日の流れ等を協議いたします。

（3）12月議会議案説明会について。

令和5年11月14日火曜日、午前9時から、協議会室においてです。

（4）海部郡町村議会議員研修会及び懇談会について。

12月22日金曜日の予定になっておりますが、開催時間、場所等の詳細は現時点では未定となっております。

（5）全国瞬時警報システム全国一斉情報伝達試験について。

9月20日水曜日、午前11時頃に、全国瞬時警報システム全国一斉情報伝達試験が実施される予定であり、同報無線及び庁舎内に放送が流れるため、会議中の場合は暫時休憩にて対応するものといたします。

報告については、以上となります

(13番議員降壇)

○議長 水野智見君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 水野智見君

これより決算審査に入ります。

議題に入る前に、議長から皆様をお願いします。

質疑をされるときは、まず決算書のページ数と科目を言ってから質問をお願いします。また、質疑及び答弁は努めて簡潔明瞭にさせていただきますよう、スムーズな議会運営にご協力をお願いいたします。

○議長 水野智見君

日程第1 認定第1号「令和4年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

最初に、歳入歳出とも総括についての質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○6番 板倉浩幸君

おはようございます。

決算審査ということで歳入も含めた歳出総括をお聞きしたいと思います。

今回実績報告書にも総括ということで載っておりますが、コロナ禍の下、また物価高騰、まだまだ続いております。コロナについても第9波に入ったということで、周りでもちよつと感染者が今出てきている状況の下で、令和4年度の決算ということで、コロナの関係も5月に5類になったということもありますけれども、令和4年度の総括として、実際に地方創生臨時交付金も国からの充ててくださいよというのもありました。その結果、それを使ってワクチン接種から子育て世帯の給付金や商品券、報告書にもあるようにそう書いてあります。結局それがどうだったのか、どのように使われたのか、この配分が本当によかったのかということ、まずお聞きしたいと思います。

○政策推進室長 小島昌己君

おはようございます。

それでは、板倉議員のご質問にお答えしたいと思います。

コロナ感染症対策地方創生臨時交付金につきましては、皆様既にご存じのことと思っておりますが、令和2年度から始まりまして順次進んでまいりました。その中にはコロナの感染症対策に特化するもの、それから、その途中でウクライナの侵攻による原油価格の高騰・物価高騰に対して対応するもの、それから、その後また電気・ガスに特化して価格が上がったものについて重点交付するという趣旨の下、交付金の内容が順次変わってまいりまして、それに蟹江町は対応を順次させていただいたところでございます。

それにつきまして実績というところで、政策推進室は各課から出てくるものを集計いたしまして申請を総括するというところの観点から、令和4年度中の実績についてお答えさせていただきます。

令和4年度につきましては、コロナ感染症対応地方創生臨時交付金について33の事業を実施させていただきました。それにつきまして、その総事業費といたしまして3億6,563万279円の事業を執行させていただいております。このうち、交付金として充当できた額につきましては3億1,967万7,000円を交付金としていただきまして、それを活用させていただいております。

追加の情報といたしまして、これら2年度から進めてまいりました事業につきましては、国の指針に基づきましてどんな事業をやったかを広く住民に公表することとされておりますので、ホームページのほうで各年度ごとの事業がどんなものだったよということを皆様に分かりやすく説明するための一覧表を掲載させていただくことになっておりますので、そちらのほうをまた後ほどご覧いただきたいと思います。

政策推進室の実績報告としては、以上でございます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、事業実績という観点から、総務の私のほうから答弁させていただきます。

令和4年度におきます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しました

事業につきましては、先ほど室長からありましたように全部で12の部署が合計33の事業を実施いたしました。ちなみに昨年は、8つの部署で19の事業を実施しているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯やひとり親世帯などに対する給付金の給付事業をはじめ、プレミアム商品券発行支援事業ですとか、原油価格・物価高騰対応としまして学校給食費負担軽減事業なども行いました。どの事業につきましても速やかに滞りなく実施されており、所期の目標を達成したものと捉えているところでございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

コロナ禍の下の交付金事業の説明をいただきました。全て目的を達成したんじゃないかなということですが、実際、国からの子育て世帯、ひとり親世帯、その辺の関係は国からの事業であって、実際に町として何を使ってやろうかというのは、室長が今お話ししたとおり33の事業、こんなにあったんだね、それを、実際に本当によかったのかというのは、やっぱり検証していただいて、多分交付金も、もうこの間の6月の補正があったとおり、それで最後だと思いますけれども、お願いしたいと思います。

あと、この交付金の活用で、商品券の発行で消費喚起できました、実際に結構厳しいのが、特に物価高・原油高騰。答弁あったようにそんな状況の下で製造業がやっぱりちょっと手薄いんですね、支援が。そこを、昨年にもふるさと振興課のほうにもちょっと相談に行きながら、業者のその辺をもうちょっと考えてほしいということをお伝えしたんですけれども、なかなか上がってきません。製造業本当に、まあ家賃で借りているのはそんなに上がってないんだけど、電気・ガスの高騰が、特に電気が大きかった。今ちょっと下がってきてはおりますけれども、あと燃料か、その辺の関係で、もうちょっと事業者でも製造業にもうちょっと何とか応援できなかったかなと思うところがあります。

その辺について、ちょっと補足的にお願いしたいと思います。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、検証というところにつきましてお答えさせていただきます。

いわゆる事業を実施するにあたりましてアンケートのようなものを取って、実施前、実施後で数字的なもの、満足度的なものを測定したわけではありませんので、ちょっと数字で表すということではできませんが、先ほど申し上げましたとおり、事業を実施しまして実績を上げることができたという意味合いをもちまして評価しているというところでございます。

以上でございます。

(発言する声あり)

今回も検討はさせていただき、そういう事業を打つにあたりいろいろなところへ相談させていただいたりとか、周りの市町、自治体なんかも参考にさせていただきながらやりました

が、なかなか合致するようなものはありませんでしたので、結果的にこのような形になってしまったということになっております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

最後ですけれども、そういうことで本当にどの事業者も本当に厳しい、特にコロナ始まって令和2年、3年、4年。令和5年になってだいぶ落ち着いてきてはいますけれども、事業者にとっても売り上げも伸びん中、出ていくお金ばかり増えちゃって、本当に大変な事業で、もうちょっと検討して前向きに。特に愛西市は結構、今年度なんですけれども製造業に特化した、あれ10万円だったかな、物価高で苦しんでいる事業者にといいことでそういう支援も行っていきます。その辺もぜひね、蟹江町にも事業者いっぱいあって、製造業で頑張っている人もたくさんいますので、その辺もぜひとも、今後どうなるかということもありますけれども、またお願いして、質問を終わります。

○議長 水野智見君

他に質疑ありませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、総括を終わります。

続いて、歳入について、16ページから65ページまでの質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○6番 板倉浩幸君

歳入ですよ。歳入は大体決まって、町税のほうでも収納率98%ということで、ずっと出していた、それが今、何て言うんだっつけ、解除したということも、最初に議案説明のときに副町長のほうからちょこっと話をさせていただいたんですけれども。

ちょっと質問したいのが、地方交付金の現状をちょっとこれ、交付税が今回も13億円か、昨年に比べても、令和2年度、3年度の交付金の状況出ていますけれども、地方交付税ね、この点について、ちょっともう少し詳しく説明をお願いいたします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、ただいま板倉議員から地方交付金の点についてご質問いただきましたので、ご答弁させていただきます。

まず、地方交付金につきましては、令和4年度の主要施策成果及び実績報告書の7ページ目をご覧ください。

こちらで縦軸が年度、横軸については、町税、地方交付税、国・県支出金等、記載しております。その中でご質問いただきました地方交付税の推移については、過去5年間で記載させていただいております。

こちらを見ていただきますと、平成30年度につきましては5億7,187万4,000円、そして年

を1年ごとたっていくことに増加傾向ということで、令和3年度につきましては11億5,862万5,000円ということで、昨年も大きく地方交付税いただいております。令和4年度につきましては、先ほど板倉議員もおっしゃっております、13億188万6,000円の地方交付税となっております。こちら昨年度と比較しましても、さらに増加しております、最高額となっております。この影響の一つとしましては、財政として捉えておる評価としましては、国税の収入の増加が要因になっておると考えております。それに伴いまして交付税の原資が増加しておりますので、地方交付税が増加しております。

それに反応しまして、右に2つ目、町債を見ていただきますと、令和3年度は10億230万円、令和4年度につきましては5億7,660万円ということで、国の税収が増えることによって地方交付税が増えることで、臨時財政対策債、蟹江町がお金を借りる、本来地方交付税でいただくはずのお金が得られない場合に町が借りられる臨時財政対策債というものがあるんですけれども、そちらが減少しておるということで財政当局としては評価しておりますので、こちら、令和4年度特に地方交付税が増えており、町債が減少しているというのが現状となっております。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

地方交付税が入ってくる、町債が減ったおかげで交付税が増えるという仕組みになっているんですね。その辺で、町債のピークも令和2年度でピークで、自由通路の関係もあってピークを迎えて、どんどん減っていくことで、実際にこれから地方交付税、これね本当に結構大きいんですね。その辺を今後の推移として、これが多いから財政力がある、ちょっと逆の問題があるんですけども、その辺を含めて今後どうなっていくのか、ちょっとそれをお願いいたします。

○総務課長 藤下真人君

今後の歳入の考え方というか、財政当局として考えておりますことを答弁させていただきます。

1枚めくっていただきますと8ページ目、図2の自主財源と依存財源の推移ということで、こちら平成30年度から下に向かいます、縦軸で年度、右側が自主財源、依存財源ということで表記されております。

やはり地方交付税というものは、そのとき、その年度によって変動するものでもありますので、引き続き、ここ数年ずっと申し上げておりますとおり、自主財源の確保というところがやはり大きな目標、テーマとなって蟹江町として取り組んでおるところですので、令和5年度、令和6年度以降につきましても、依存財源、こちら見ていただくと、やはりコロナ禍において依存財源が割合的に増えている、自主財源の割合が減少してきているということですので、コロナ対策の交付金も減少傾向になっていくということも鑑みまして、いかに

自主財源を確保していくかというところに力を注いでいきたいと考えております。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

自主財源の確保、結構厳しいんですよね。ほとんど自主財政、町税がほとんど占めますので。そこで、法人税なんかは若干コロナ禍より戻ってきたということもありますけれども、町税も毎年所得も若干回復しながら増えて、収納率アップもしていますけれども、そういうことで自主財源の確保の努力、言うだけで結構厳しいと思います。ちょっと最後に町長、その辺の点をお願いします。

○町長 横江淳一君

それでは、板倉議員のご質問にお答えしたいと思います。

普通交付税の算定については、我々も非常に複雑な計算に乗っているというのは、多分、板倉議員もご存じだと思います。そして、今の財政担当の課長が申し上げましたとおり、臨時財政対策債が減るということは、非常に我々としても、それは交付税にとって替わって、できれば起債ではなくて生のお金でいただければという、これが我々の実態であります。

今、ご質問の歳入増加については、固定資産税については当然市街化区域の編入とともに固定資産税も増えていく。ただ、家が建てば当然6割軽減というのがありますので一気に増えていくわけにはいかないというふうに思います。ただ、法人町民税も、蟹江町も非常に依存しているわけではありません、それぐらい大きな法人税はありませんが、住民税については顕著に住民が増えれば、特に所得の高い方というところとちょっと語弊がありますけれども、そういう方についての住民税はこれから読むことができると思いますし、今回、ご案内のとおり、富吉駅南がいよいよ区画整理事業に入ります。市街化をつくることによって優良な住民の住めるスペースができるという、これもプラス要因につながると思います。

一方、ご指摘をいただいておりますふるさと納税、これについては交付税の算定基準に入りませんので歳入確保にはもってこいの財源なんですけど、大変厳しい状況であります。ただ、去年同月と比べますと、非常に高い率で今歳入が増えております。また、議員各位におかれましてもご協力をいただいて、蟹江町のよさをどんどんアピールしていただき、県外、町外から蟹江町に対してふるさと納税が増えるように、我々ぐいぐいチームで頑張っておりますので、ぜひともお助けをいただければありがたいと思いますとともに、財源確保のために一生懸命頑張ってやってまいりたいと思いますし、恒久財源の確保、それから収納率の維持、これをしっかりやってまいりたいというふうに今現在考えてございます。

以上です。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、歳入を終わります。

ここで、上下水道部長、消防長、教育部次長兼教育課長、子ども課長の退席と、住民課長、安心安全課長、政策推進課長、ふるさと振興課長の入場を許可いたします。総務部次長兼税務課長は、席の移動をお願いします。

暫時休憩します。

(午前9時27分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時29分)

○議長 水野智見君

歳出は、款別に質疑を受け、款別ごとに1人3回までとします。

1款議会費、66ページから71ページまでの質疑を受けます。

○6番 板倉浩幸君

議会費、議員が聞いてどうなのというのはあるんだけど、69ページにあります議会インターネット配信についてちょっと伺います。

実績報告書の25ページにも載っていますけれども、これ令和3年度6月議会から配信化して、おおむね7日から10日ぐらいで見えます。現状でもインターネットの視聴回数が1,219回、令和4年度中ですけれども、この辺について事務局としてどうなのかということもあります。視聴回数について今の現状をどう考えているのか、まずお願いいたします。

○議会事務局長 萩野み代君

ただいまご質問いただきましたことについて、議会事務局の立場から申し上げます。

まず、大きく蟹江町議会を目指しておりますところの開かれた議会ということにおきましては、まず平成20年3月議会からケーブルテレビを活用して議会定例会の様子を生中継、そしてその録画放映ということをさせていただいております。そして、さらに今現在ですが、ケーブルテレビで放映されました議会中継の録画映像をインターネット配信することを、令和3年6月議会から開始いたしております。

傍聴ということにおきましては、議会当日に議場まで足をお運びいただきまして傍聴していただく、そのことだけではなく、ケーブルテレビでのご視聴に加えて、さらにパソコンやスマートフォンなどによりましてインターネットでの視聴により議会の様子を知っていただくという機会が増えてきております。

町民の皆様が議会により関心をお持ちくださって、議員活動や町の行政に対するご理解を深めていただけるという、そういった一助となっていると。そして、現在は録画配信だけですけれども、それでも一定の効果を得られているというように考えてございます。

インターネットの配信、視聴回数におきましては、令和4年度は1,219回ということでご

ございますけれども、これ主要成果のほうに掲載されております。令和3年度に始まったときから増減、定例会の時期については大きく増え、年間通して増えたり減ったりという推移を経ておりますけれども、令和5年度に入りましてからはまた増えているというような、そんな視聴回数という実績をこちらで把握いたしております。

今は録画配信ということだけでございますけれども、それでも今後皆様と共により一層開かれた議会という観点におきまして、さらに工夫を重ねてまいりたいというふうに考えてございますので、今後ともよろしくお願ひしたいと存じます。

議会事務局からは、以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

事務局長のほうから、開かれた議会ということでケーブルテレビも含めインターネット配信ということで今やっております。議会については、多田議員も一般質問でその辺、子どもにもっと分かるようにという話がありましたけれども、実際に今言ったように録画配信で今現状なっていたところを、今後どうしていくんだということで、1週間から10日後に僕らも発信されてからちょっと見たりするんですけども、忘れた頃になっちゃうんですね、どうしても。その辺を含めて導入当初、このインターネットの配信で前河瀬副町長からも、まずこれをやって将来的に、最初僕らも生でやったらどうだという話をしていた中で、まず録画配信をしてちょっと様子を見ながらということをしていました。

じゃ、もう2年もたって、生で見られないのかなという要望もありますので、その辺について、財政との絡みもあると思いますけれども、今現状どんなふうを考えているのかお聞きしたいと思います。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、財政の観点というところからでございます。今お話聞かせていただいたとおり、予算関連、来年の予算関連の話になると思います。来月10月から12月にかけて来年度の予算編成の時期となります。各課からの聞き取りですとか、予算計上が予定されておりますので、その場で担当のほうから内容をしっかり聞き取らせていただき、検討させていただきたいなと思います。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

これから予算の来年度に向けてあると思います。ぜひともその辺で、結構議会としても要求してもなかなか通らないというのがありますけれども、その辺も含めて、だいぶモニター設置していただきましたし、議場がどうだというのもありますけれども、ちょっとその辺を今後も議会として要求していきますので、ぜひとも前向きに考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、1款議会費を終わります。

続いて、2款総務費、70ページから133ページまでの質疑を受けます。

○5番 飯田雅広君

5番 飯田です。

4点あります。

まず、1点目ですけれども、70ページから77ページにかけて一般管理人件費、一般管理事務費ですけれども、実績報告書のほうですが、今回一般質問でメンタルヘルス不調に関してお聞きしますので、ちょっとそのあたりに関してお聞きをいたします。

事業効果のところ、職員の健康管理については、ストレス増大が懸念される中において高ストレス者面談を計画的に実施しており等々、一応サポートしてあるというようなことが書いてあります。28ページの事業効果のところにおいても、ストレスチェック受診により不調者の早期発見、早期の相談、解決へつなげ、健康管理を実現したというふうにあるんですけれども、具体的に予防でメンタル不調になられた職員の方に、どのようなサポートをして、復帰された後もどのようなフォローをしているのか。

また、この令和4年度において職員の何方名ぐらいお休みされていたのかというのを、まずお聞きをいたします。それが1点目。

2点目ですけれども、76ページから77ページに職員研修事業費、これも実績報告書の28ページに事業実績のところの専門研修のところ、民法研修（家族法）とあるんですけれども、これはなぜ家族法になっているのか、何か理由があればお聞きしたいなと思っています。例えば制限能力者とか、そのあたりのことも次の民生費で権利擁護センターについてお聞きをしますけれども、このあたり、例えば制限能力者の問題も例えばあると思いますし、時効とか、このあたり結構業務にも絡んでくるかなと思うんです。そうすると、そのあたりは総則になりますし、税務もありますので、債権債務も学んだほうがいいのかということもあれば、例えば債権法を学ぶということもあると思うんですけれども、なぜ家族法なのかということをお聞きをいたします。

3点目ですけれども、104ページから105ページ、まち・ひと・しごと創生事業のところの移住のところ、実績報告書42ページ、事業実績のところを見ると、インスタを用いたK a n i eピースキャンペーンを展開し、というふうにあります。最近飲食店等々もすごくインスタ使われておりますし、非常にSNSでインスタを活用されるのはいいと思うので、実際このフォロワー数今どれぐらいになっているのかを教えてください。

次に、4点目、114ページから117ページの固定資産税賦課事業のところ、実績報告書46ページのところにまあまあ真ん中より下ぐらいのところ、空中写真撮影業務委託

料221万2,534円とあるんですけれども、国土地理院のほうでも航空写真撮っていると思います。それと何が違うのかというのを教えてください。

以上です。

○総務課長 藤下真人君

それでは、飯田議員からご質問いただきました、総務課からはメンタルヘルスの関係と研修の2点についてご答弁させていただきます。

まず、メンタルヘルスのご答弁ですけれども、まず、こちらのほうは職員のメンタルケアにつきましては、年に1回ストレスチェックというのを実施しております。こちらは対象者が令和4年度につきましては460人、正職員が305名、会計年度任用職員が155名で計460人実施しております、対象者が460名です。受検者につきましては446名で、正職員が292名の会計年度任用職員が154名ということで446名、受検率97%で実施をさせていただいております。

こちらの実施方法につきましては、正規の職員につきましては、パソコンで約50問から60問、職務に関するストレスに感じるもの、またはふだんの日常生活、家庭生活においてどのようにストレスを感じているかとか、ストレスの解消方法についての設問をしております。その設問を受けましてそれを評価、業務委託しておりますので、その中で高ストレス判定が出た方を対象に面談を実施をさせていただいております。

ちなみに、令和4年度の高ストレス判定者は21名でした。正職員が15名、会計年度任用職員は6名という人数となっております。その中で高ストレス判定を受けた職員に関しまして、蟹江町は産業医、町内の医師の方に1名産業医として委嘱しておりますので、その方に面談を希望されますかということで依頼をさせていただきまして、面談を受けたいという職員に関しましては、勤務時間中に産業医と面談をしていただく時間を設けております。昨年度は、1名面談を実施しております。ストレスチェックの内容について、メンタルヘルスに関するストレスチェックについては、以上となります。

また、普段のメンタルヘルスに関しましては、月に1回安全衛生委員会を開催しております。その中で安全衛生、精神的なものから病気、けが、そういったものの管理について報告と、今後このようなことをするという形の会議を月1回設けて実施をしております。

また、令和4年度中に病休で休んでいる職員の質問がありましたが、現在4名休んでおります。職種は、蟹江町は行政職、保育職、消防職、栄養士職、その他いろいろな職種がありますので、それら含めた全ての職種で4名、今休職となっております。

フォロー体制につきましては、産業医の面談、または私たち総務課の人事担当者がメンタル不調を起こしている職員に対して面談をしたいかどうか聞き取りをしまして実施をしております。現状、月に1、2回程度、人事担当者が面談を実施している状況です。

続きまして、職員の研修についてご答弁させていただきます。

職員研修につきましては、事業実績報告書の28ページ目に職員が受けた研修の一覧を記さ

せていただいております。その中での民法研修（家族法）というところがあるのですが、こちらは令和4年度は3名の職員が研修を受けております。

また、民法の幅広い中でなぜ家族法なのかというお問い合わせ、質問がありましたが、こちらの研修につきましては、愛知県市町村振興協会（研修センター）というところで研修を一括、愛知県内の自治体の職員が集まって集合研修をしておる中のカリキュラムの中の一つとなっております。令和4年度、5年度につきましては、民法の家族法のほかにも財産法というカリキュラムがありました。今回は蟹江町としては、昨年度は家族法が3名、令和5年度につきましては財産法で1名研修するというので、いろいろなカリキュラムがある中で、人事担当から職員に対して募集をして、それに手を挙げた者が研修に参加していくということで実施をさせていただいております。

こういった集合研修、市町村振興協会での集合研修、または町単独研修として総務課の職員担当が企画した、一般質問でも答弁させていただいた障害者差別解消法の研修だったりとか、そういった時代に合わせた研修というのを毎年実施しております。

以上です。

○政策推進課長 丹羽修治君

それでは、インスタのフォロワー数の件についてご説明させていただきます。

転入促進ガイドブック作成のため令和4年度に試験的に導入しましたインスタグラムですが、フォロワー数は111名です。今回の試験導入では、投稿者数は23名、投稿数は111の投稿数でした。今回、フォロワー数111名ということで町民の人口の0.3%というフォロワー数というところで、フォロワー数の課題というのが浮き彫りになったところがございます。正式導入のほうは、現在見送っている状況でございます。

以上でございます。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

それでは、空中写真につきましてお答え申し上げます。

こちらのほうは、国土地理院のほうもインターネットのほうで公開しておりますが、町が撮影する空中写真と何が違うのかというご質問ということですが。

まず、蟹江町のほうでは、固定資産の評価替えというのが3年に1回ございます。それに合わせて、3年に1回がその一つのワンクールという感じでいろいろな業務がここに入ってくるわけです。空中写真につきましては評価替えの前々年度、次回の評価替えが令和6年度になりますので令和4年度が空中写真の撮影の時期になります。これは、町のほうでは何に使っているかといいますと、固定資産管理システムという地図情報を見られるシステムがございまして、地番から所有者情報、地目、地積、路線番号、いろんなものが見れます。それに写真情報を重ね合わせてレイヤーでも表示ができるという、かなりいい使いやすいシステムとなっております。

国土地理院のほうにつきましては、インターネットのほうで見たことはあるんですが、撮影する年度とか、そういったものがちょっといつ、どういう周期で撮ってみえるのかちょっと分からないということと、撮影枚数がかなり少ないなというのがあります。あと、解像度ですね、解像度も若干町のものよりも低いのかなというふうに考えております。

ちなみに、町のほうは蟹江町全体で42枚の写真を使っております。システムに導入するときは、建物の傾きですとか、そういったものを補整して取り込むということをやっております。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

まず、職員のメンタルに関してですけれども、令和4年度は4名の方がお休みということですが、役場のほうも職員さんの数自体は決まっていますと思いますので、やはりお休みされているよりか、やっぱり出てきてもらわないと多分業務も回らないというふうに思います。

そういう意味でしっかりと、しっかりとというのであれば、フォロー、まずメンタル不調にならないような形づくりをしっかりとつくっていただいて、もしなってしまったら、すぐ復帰というのは難しいと思うんですけれども、なるべくフォローしていただいて、職員の体制をしっかりと整えていただけたらなというふうに思います。

インスタに関してですけれども、フォロワー数が全然伸びてなくて、試験的に導入して、本格的なのは見送っているというようなお話でしたけれども、やはり今の時代、こういったSNSを用いて行うというのは本当に大事なことだと思いますし、ぜひともこういうところからしっかりとやっていただきたいなというふうに思うんですけれども、どうでしょうか、そのあたり、もう一度ご答弁いただきたいなと思います。

あと、航空写真に関してなんですけれども、例えば農地転用絡みで現況報告、現況証明をやろうとしたときに、国土地理院から発行されている航空写真をつけてくださいというのが添付書類でたしかあったと思うんですけれども、国土地理院、このあたりですと中部地方測量部、三の丸まで出かけて申請をして、発行が結構時間もかかりますし結構値段も高いんですよ。ですので、町で同じような航空写真がある、しかも解像度、縮尺は多分もっと小さいんだと思うんですけれども、でしたら、情報公開等々でそれを入手してつけるだとか、そういったこともできるんじゃないかなと思うんです。これは国の話にもなりますけれども、同じようなものを国土地理院でも撮って各市町村でも撮っているというのも無駄だと思いますし、それをここで言っても仕方がないんですけれども、そのあたり、本当にうまくやれないのかなというふうに思います。

産業建設部長、どうでしょうかね。例えばそういった農転とかにもこういうものを使ったりということは、やっぱり難しいんでしょうか。そのあたりもお願いします。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、私のほうからお答えさせていただきます。

農転手続きの中では、一応添付書類としまして地理院の写真ということが定義づけられておりまして、今議員の言われるように町の撮った航空写真ですね、その辺が流用できるものかどうかについては、ちょっとまた一応検討はしてみますけれども、ちょっとその辺一遍調べさせていただきます。

以上です。

○政策推進課長 丹羽修治君

それでは、インスタの導入について改めてご答弁させていただきます。

今回インスタグラムに期待しました効果としましては、蟹江町に訪れる人、いわゆる観光客であったり、また本来の目的であります移住者を増やしたい、そういった観点からインスタグラムの導入というところを検討したところであります。

他市町村の自治体の公式のインスタの傾向としましては、やはりインスタのフォロワーは大部分は地元住民で構成されている。また、よほどの理由がない限り、地元、自分の地元ではない自治体の公式アカウントをフォローするということはなかなかないというのが、他自治体のところから見えてきた傾向であります。

ただ、少なくとも情報の発信というところのターゲットとしましては、蟹江町の住民を中心としながらも町外の人にもアプローチできるような、そういう情報発信が理想と考え、今回試験的に導入したところでございます。

自分自身のアカウントも使いまして「#蟹江町」がついている投稿に「いいね！」を押したりとか、多くの人が見ている時間帯に自分自身のアカウントからも投稿したりなどをしまして、1ユーザーとして今回のキャンペーンにも参加したところではございますが、なかなかフォロワー数、投稿数というのを増やすことができない状況でありました。

本来であれば、リポストというところを活用しながらフォロワー数を増やすなどの取り組みも最終的には考えていたところなんですけれども、公式がリポストする場合は、やはり投稿数の公平性、公正性というところの観点も必ず必要になってきますので、職員の配置というのも考えながら、ちょっとフォロワー数を増やすという視点も将来的には導入しながらと考えたところではあります。現在フォロワー数111名だったというところも考えますと、ちょっと人件費等の費用対効果を考えますと、なかなか正式導入は難しいかなと考えて判断したところでございます。

今後なんですけれども、やはりセミナーなど発信方法を勉強していきながら、再度学び直すところからスタートするしかないのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

転入に関しましては、やはり転入してくれる方を増やしたいというふうに思っていると思いますので、どういった方法が一番いいのかというのは、またしっかり検討していただきたいなと思います。

あと、すみません、町長にお聞きしたいんですけども、さっきの職員のメンタルの関係ですけれども、本当に職員の数が決まっていると思いますので、やはりお休みされている方が多くなると、やっぱり大変だと思います。ただ、無理やり来させるわけにもいかないですし、そのやりくりすごく大変だとは思っています。

そんな中で、町長としてそのあたりどういうふうにお考えになっているかだけ、お聞かせください。

○町長 横江淳一君

飯田議員のご質問にお答えしたいと思います。

本当にメンタル的な問題で休みを取っている職員が本当に多いのが現状でありますし、実際そこまでいなくても、非常にメンタルヘルスの中で自分でもコントロールできないような状況の一手手前までいってみえる職員さんもおみえになります。

実は昨日ですけれども、新入職員、半年いわゆる6カ月のお試し期間が切れる時期に、町長室で面談を実はやっております。過去のいろんな例を取ってみると、期待をして採用して1年もたたないうちに辞退をしてしまったという例が、ここ数年本当に急増しているんですね。何だろうかかと、実はまだ分かりません。我々の指導方法がいかんのか、普通職、一般職、専門職もそうですよ。保育職も、保健師職も、全部一緒です。どうしてなんだろうという非常に疑問を持つ毎日を過ごしています。

そういう意味で、先ほど答弁いたしましたように、今休職している、お休みをしている職員に対しては、月に1回か2回必ず訪問をして、ご家族の方、本人に面談をし、医師との状況も含めて情報はしっかり取ってございます。

まだまだ厳しい状況が、これ公務員だけではなくて一般の会社もそういう傾向が見られるというふうに今聞いております。いろんな情報取りながら、メンタルヘルスには十分気を遣ってやっていくんですけども、やはり仕事として割り切っていただくところも実はありますし、働き方改革等々も厳しい状況もありますので、まずは職員の聞き取り調査をしながら、今現在働いている臨時職、それから一般職含めて600人余の皆さんが健全な職場で働けるような、そんな環境整備もやってまいりたいとともに、職員のスキルアップ、先ほど言いました研修も増やしながらやっていきたいなと、今はその状況しかないのかなというふうに今現在思っています。

また、議員各位にもご協力をいただければありがたいのかなと、こんなこと思っています。よろしく申し上げます。

○2番 山岸美登利君

2番 山岸です。

決算書の107ページ、実績報告書の43ページ、防災対策管理費でございます。事業実績のほうに、防災対策に必要な消耗品等を整備した、消耗品（街頭の消火器、ホースの格納箱等）とあります。ほかに整備された消耗品の整備についてお聞かせいただきたいと思います。令和2年度に避難所の開設キットの設置について質問もさせていただきましたけれども、そのあたりも含めてよろしくお願いをいたします。

○安心安全課長 綾部 健君

ただいま山岸議員からご質問いただいた避難所開設キットについてお答えさせていただきます。

こちらの避難所開設キットにつきましては、令和4年度に整備させていただきました。この開設キットの中身ですが、まず、開設に必要なマニュアルが1冊、さらに感染症の対策用として非接触型の体温計、さらに消毒セット、それから受付に必要な筆記用具一式、さらに避難所の方々がおみえになったときの登録用の用紙をそれぞれ納めさせていただいております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。

では、設置場所についてお聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○安心安全課長 綾部 健君

ただいまの平時どこに保管してあるかというご質問なんです、平時におきましては町の防災倉庫、これ22施設分あるんですが、この町の防災倉庫に全て納めさせていただいております。22施設分のこの避難所開設キットにつきましては、こちらの防災倉庫に日頃保管してございまして、実際避難が必要になった場合、こちらの防災倉庫からそれぞれの避難所に職員が持参して設置させていただいております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。設置が整備して終わりではなくて、今後、もし防災訓練等で活用できることがあれば、またそれをご検討いただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

総務費ということで、ちょっと2点ほどお伺いします。

まず、1点目として、ページ数でいくと109ページ、今、山岸議員のほうから防災関係の質問出ましたけれども、防災対策整備事業についてお伺いをします。主要成果でも、ページ

数で言うと43ページ、44ページのところにあります。

今回ちょっと避難所のことでお伺いするんですけれども、事業効果でも被災者への支援対策が充実、避難所の機能が向上し、と書いてあります。被災者、いつ起こるか分からない災害等の避難所ですけれども、実際にもう熊本からもずっと言われているペットと一緒に同伴避難の現状をちょっと確認をしたいと思います。町ではなかなかまだ難しいと捉えていますけれども、犬猫、ペットといういろんな種類あるんですけれども、特に犬猫に関していくと大きい犬から猫等の小さいのまでする関係ですけれども、実際に避難者としては、やはり結局避難するのにペットと同伴で避難したい、でも断られたり何かするという現状があって、避難をためらう避難者がやっぱりこれから増えてきちゃうと、ちょっと考えられます。

全国的に見ても、そういうことでペットと同伴の避難所、愛知県でも今結構調査をしながら、今後各市町村にもどんな状況で対応していくかということも、今ちょうど確認しているのかな。結構半分ぐらいの市町村が、ペットと同伴の避難所の整備をしていくと言っています。現状として、まず、県が今どんな対策をしていて、それと、じゃ蟹江町で今ペットとの避難の現状についてお伺いしたいと思います。

2点目として、ページ数でいくと116ページ、ちょっとここで聞いていいかなというのがありますけれども、ちょっとこれは重要でぜひとも伺いたいということで、住民基本台帳の管理のところ、ここで聞くしかないなということでちょっと質問させていただきます。

今、住民基本台帳、個人情報のかたまりです。そこで、今、自衛隊の募集で情報提供が結構うるさく国からも言われている関係があります。現状、今までだと台帳の閲覧を蟹江町でも、来て写して行ってくださいということでやっていたんですけれども、ここ特に今年ぐらいいからかな、去年ぐらいいから結構うるさく言ってくるようになって、紙媒体でも出せとか言ってきている現状があります。これが実際にどうなのかと。特に18歳、中には大学生の閲覧を求めているところがありますけれども、今蟹江町の現状、この自衛隊募集の閲覧に関して今の現状をお願いいたします。

その2点です。

○安心安全課長 綾部 健君

安心安全課からは、ペットの同行避難について県の動向と町の現状についてお答えさせていただきます。

まず、避難所でのペットの受け入れに伴う環境の整備、こういったものが求められている中で、現在愛知県ではペットと同行して避難する対策に向けてのアイデアの募集を始めたところでございます。募集している主なテーマ、内容につきましては、まず、1点目が避難所で使用するペット用の資器材について。2点目がコンテナハウスの活用方法について。3点目としてペットに関する飼い主に向けた普及啓発についてという、この3つの分野から募集して、有用な提案に対しましては県として事業化や市町村への支援を行うといった内容でござ

ざいます。

町の現在の状況といたしましては、今のところ避難所の屋内でペットと共に居住する専用の場所はありません。屋外での飼育に今のところなっております、リードやゲージを持参していただくようお願いしているところでございます。

今後といたしましては、県のこのアンケート結果を基に対策を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、ご質問いただきました自衛官募集に関する情報提供についてでございます。

議員言われましたとおり、令和4年度までにつきましては、対象の方をリスト化して、それを閲覧による方法で提供をさせていただきました。閲覧にみえた方が、そのリストを基に紙に書き写すという方法でございましたが、令和5年度からにつきましては、令和5年4月1日より個人情報保護に関する法律が改正されたことに伴いまして、蟹江町におきましてもリストのほうを紙媒体で提供をさせていただいております。こちらにつきましては、対象者といたしましては、令和5年度については平成17年2月2日から平成18年4月1日までに生まれた方、今年度18歳になる方、学年で言うと高校3年生の方が対象ということでございます。こちらにつきましては、もう既に令和5年5月末のところでは情報を提供させていただいたところでございます。対象の方は、約300名ほどいたというところでございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

避難所の件についてですけれども、現状令和4年度の決算ですので、現状はまだ蟹江町でも整備されてなくて、屋外でゲージでということで避難はできるよ、それも、確かにペットを同伴させると、みんながみんな動物好きじゃないので、そういうこともあります。でも、実際に本当に飼っている方はよく分かると思うんですけれども、本当に家族と同様でやっぱりかわいがって育てていますので、その辺、現状ないということですので、今後蟹江町としてもどんなふうにもうちょっと進めていくのか。今県もアンケート取ると、ちょうどこの間新聞に載ってましたよね、県もアンケートを取ってやっていくということで、進んだ自治体、愛知県外でもコンテナハウスの中でゲージ入れて避難する、できれば一緒におれるのがいいんですけれども、なかなか厳しい現状があると思いますので、その辺検討していくということなんですけれども、もうちょっとその検討としても、いつ起こるか分からない災害ですので、今年度、来年度となっていくと結構大変だと思いますので、その辺をもう一度お願いしたいと思います。

それと、令和5年度からということでしたので、詳しく決算ですのであまり聞きませんけれども、令和4年度まで閲覧でしたよね。その現状、閲覧が何で令和5年度から紙媒体で提

出する、これ無理やり自衛隊法の関係で国も言っているんですよね。そこで、自衛隊法にしても今までと何ら変わってなくて、もうあえてできる規定になっているんですよね。自治体も、そんなこと個人情報だから出せないということも言えると思いますし、その辺について再度お伺いしたいと思います。

○安心安全課長 綾部 健君

ただいまの今後蟹江町のペットとの同伴、避難所の運営についてのご質問いただきました。避難所では、いかに避難者とペットが共存していくか、非常に重要な課題だと認識しております。この県のアンケート調査ですが、10月末までを期限といたしまして、このアンケート結果を基に有用なアイデアを幾つか課題について検証するとともに、町としてもこの受け入れ態勢を整える上での参考としたいと考えております。

今後ともペットと共に安全に避難できるよう、逃げ遅れゼロを目指して避難所の機能向上を図ってまいります。

以上でございます。

○住民課長 戸谷政司君

自衛官の募集についてでございます。

昨年度まではリストによる閲覧ということで、こちらにつきましては、蟹江町の個人情報保護法に基づいて提供させていただいたというところでございますが、先ほども申しましたとおり、令和5年4月1日に国のほうの個人情報の保護に関する法律の改正に伴いまして、こちら個人情報の保護に関する見解といたしましては、自衛隊法施行令第120条に基づく募集対象者の個人情報の提供につきましては、個人情報の保護に関する法律第69条第1項の法令に基づく場合に該当するというような見解が国のほうの個人情報保護委員会のほうから通達が来ておりますので、それに基づいて情報提供をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

避難所については、ちょうどこの間、防災訓練もあって、やっぱり結構ペットとどうやって避難したらいいって聞かれました。うちも大きい犬がいるんですけども、その辺で、実際僕が私が避難するとき、やっぱり自宅だよとなっちゃうんで、その辺をもうちょっと本当にアンケート取る、蟹江町でもその辺も住民からの要求をもうちょっと聞きながら適切に対応していただきたいと思います。

住民基本台帳については令和5年度ですので、実際に今、自衛隊法第120条言ってくれましたけれども、この辺、国会の答弁でも断ることもできますよと答弁でも言っていますので、その辺をもうちょっと慎重に考えていただきたいなと思います。

今日はこのぐらいにしておきますけれども、また詳しく一般質問でもしていきたいなと思

っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○13番 安藤洋一君

13番 安藤洋一です。

78、79ページぐらいからいろいろあるんですけども、システム、電算機のこと、これは町長も昔から相当苦勞されたということで非常にデリケートな問題かなと思ひますけれども、文言がやっぱり、これが実績報告の30ページですかね、システムプログラム保守委託料とかシステム改修委託料とかシステムプログラム使用料、電算機器借上料とかと、いろいろ項目があるんですけども、一般からしてみると、何か1つこれを借りるよとしたら、もうそれで全部ひっくるめてこれで1年間借りますよとかというような契約が主だと思ひますけれども、何か細かく分かれておるのがちょっとよく分からない。

それと、一遍システム導入してしまつと、その会社がほぼもう指定というか、変えようがないんじゃないかなと思ひますね。そういった場合の料金請求が正しいのかどうなのか、そういった判断材料、そういったのがあるのかないのか。よく聞いてくるのは、他の市町と見比べて近いからいいんじゃないかと、そういう話じゃなくて、本当に正規の値段なのかどうなのかという判断材料があるのかどうなのか、そこがちょっと知りたいと思ひます。

それから、103ページ、防犯カメラの設置補助金ですね。これは以前もお聞きしたと思ひますけれども、これはあくまでも補助金なので、町民さんとか企業さんとかからの話があつて、それに対して補助をすとかしないとかという話なんだと思ひますけれども、町独自で設置するということがあるのかないのか。あれば、どういった辺りにどのぐらいの規模でやっているのか。公開できるのかできんのかもあるんですけども、こういう物騒で本当に頻りに事件が起こる、その事件の解決には結構防犯カメラが役に立っているという今の現状を見て、ぜひ町も進んでやっぱりいろんな、これもたしか実績のところにも書いてあつたと思ひますけれども、事業効果として、町内の重要箇所、犯罪者の出入り経路や逃走に用いられやすい経路などの犯罪抑止効果の高い箇所への防犯カメラ設置に係る費用を補助するということで、こういったことを補助じゃなしに積極的に町も何かしているのかどうなのか、その辺もお聞きしたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、安藤議員から電算関係のご質問いただきましたので、答弁させていただきます。

おっしゃるとおり、電算システムというのはいろいろあるんですけども、まず、蟹江町は大きく2種類電算に関してありまして、住基情報を取り扱う基幹システムと私たちが通常業務でデスクの上に置いてあるパソコンの環境、その2つが内部情報管理事業と言われるものが職員がパソコンを使うもので、住基情報管理事業につきまして、基幹系ということで

住民情報を扱う情報ですので、その情報漏洩だったり、システムが普段私たちがパソコンで使う事務と一緒にすると情報漏洩の可能性が高くなりますので、切り分けてまずしないといけないということで、システムが何個もあるというのが現状となっております。まず、システムがいろいろたくさんあるのはなぜかというところになります。

続いて、見積り徴収金額がこちらとして正しいかどうかの判断基準があるのかというご質問いただいておりますが、正式にこちらで見積り徴収をして正しく判定するというものはございませんが、一般的に今のシステム改修につきましては、SE、システムエンジニアの件費が内容的には主になっております。その時間単価というのは国のほうでも1時間の単価が決まっておりますので、そういったところと照らし合わせながら、このシステム開発につきましては、このシステムエンジニアが何日間、何時間働いての件費と、あと、開発についてが幾ら幾らだという見積りをチェックをしておりますので、やはり同一業者がずっと続くと、そういったところの不透明さというところも出てくるおそれもあるんですけども、こちらの見積り徴収の監視としましては、そういったシステムエンジニアの時間数が適正かどうかというところを担当者と膝をつき合わせながら調整をしておるところです。

また、そういった問題につきましては、令和7年度に今国のほうで標準化システムというところで、いろいろな開発業者があるんですけども、そちらを標準ベースというものをまず今調整をしております、それ以降に自治体がいろいろな業者を選べるようなシステムを今取り組んでいる状況です。だからといって、今の会社と分けるかどうかというのは、それはまた今後のところなんですけれども、既設の業者をずっと続けていくかというところは、今後日本全国、国の中で標準システム化というところでいろいろなシステム開発業者が参入できるような形に取り組んでいる段階というところで、答弁させていただきます。

以上です。

○安心安全課長 綾部 健君

防犯カメラの設置状況についてお答えさせていただきます。

令和4年度につきましては、地域の防犯カメラの補助事業対策といたしまして5台の設置をさせていただきました。主な設置場所といたしましては、対象として駐車台数が10台以上、また、共同住宅、マンションなどの共有部に関しましては、戸数10戸以上の共同住宅、マンションにつきまして設置させていただいております。

町独自の設置についてでございますが、これまで24カ所、65台のカメラを既に設置済みでございます。主な設置場所といたしましては、町有施設、また駅周辺、またその経路、こういった場所に重点的に設置させていただいております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございます。

システムのほうなんですけれども、システムエンジニアの時間単価ということで、非常にその人の能力によるところが大きいというのか、その点においては非常にアナログ的な判断かなと思いますけれども、難しいところですよ。

言われた国が主導してやっていくという全国のシステム、マイナンバーにつなげやすいよというということで、やっぱりどうしても国に本当に主導していただいてきちとしたものを、今までいろいろごたごた問題が起こっていますけれども、そういったものをやっていただきたいなと思っています。それは、町どころではなくて、本当に国に主導していただきたいなと思っています。

それから、防犯カメラ、町も独自に65台設置ということで、非常にこれもどんどん毎年進めていっていただきたいなと思っています。

それから、次に、108ページ、109ページですね、防災ヘリコプター。これは、運営協議会負担金ということで運営協議会に加盟されておられると思うんですけれども、負担金だけじゃなくて、例えば防災ヘリコプターが出動するときの要請するときのシミュレーションとか、そういったものもやっておられるのかどうか、そこをちょっと教えていただきたいと思います。例えば学戸小学校区で何か災害が起こったら学戸小学校の運動場に来てくださいよとか、何かそういうこちらから要請して、その場所も指定してやるのか、何かその辺どういうシステムになっているのか、ちょっと知りたいと思います。

それから、その実績のもうちょっと上のほうに災害に備えて防災行政無線専用線電話等を利用した電話料というので、これちょっとよく分からんですけれども、単純に素人が考えると、防災無線なので無線だと電話回線を使わずにやれるような気がするんですけれども、そうではなくて、やっぱり何か電話回線を使うんですかね。逆に、電話回線を当てにしておると、災害時に電話回線が遮断されたときにはもう使えない、無線がやっぱり重要な通信手段になると思うんですけれども、その辺とは関わりない電話料なのか、ちょっとその辺も教えてください。

○安心安全課長 綾部 健君

まず初めに、防災ヘリコプターの負担金についてご説明させていただきます。

防災ヘリコプターにつきましては、現在愛知県と名古屋市が共同運用を開催しております、蟹江町の場外離着陸発着場につきましては、日光川ウォーターパークと学戸公園の2カ所が設定されております。災害時は、こちらのいずれか近いほうに着陸するというふうな設定になってございます。

続きまして、防災行政無線の保守点検委託料についてでございますが、こちらにつきましては、防災無線の基地局、これ「ぎょうせいかにえ」、それから移動局は無線電話57局、また屋外子局49局のスピーカー、こちらと、さらに携帯電話の衛星電話の回線使用料、それから「@nifty」と言いまして、これプロバイダーになります、これは気象庁と防災行政

無線を結びつけるプロバイダー料金となっております。さらに、安心安全課の担当職員にそれぞれ業務用携帯電話を配付しております。こちらの電話料金となっております。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、2款総務費を終わります。

ここで、産業建設部長、総務部次長兼税務課長、安心安全課長、ふるさと振興課長、政策推進課長の退席と、民生部次長兼環境課長、保険医療課長、健康推進課長、介護支援課長、子ども課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

(午前10時31分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

○議長 水野智見君

続いて、3款民生費、134ページから179ページまでの質疑を受けます。

○7番 三浦知将君

それでは、第3款民生費に関して質問させていただきます。ページ数で言うと148ページ、149ページになります。

まち・ひと・しごと創生事業、多世代交流促進事業についてお聞きしたいと思います。こちらの実績報告書の62ページにも記載がございますが、令和2年度、令和3年度、令和4年度の指定管理料を見ていただくと、こちら年々上昇しておりますが、こちらの原因はどういったことになるのでしょうか、教えていただきたいです。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまご質問いただきました多世代交流施設の指定管理料の増加の原因についてお答えさせていただきます。

こちら、令和3年度まではコロナの影響などにより営業日数が少ない日がありまして、そのための施設の管理料がちょっと安く収まっていたりというところがあります。また、令和4年度は電気料とかの高騰によりまして少し経費が上がったところでございます。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

ありがとうございます。

また、令和4年度、ちょっとフル稼働で営業していたかどうかは分からないんですけど

も、また令和5年度もしかしたら増えるかもしれないということですね。やっぱりこれ、施設の来場者数とは特には関係ないんですかね。

○介護支援課長 松井智恵子君

施設の利用者数、営業日数についてお答えいたします。

令和4年度については、全て特別なお休みなく営業させていただいております。

また、来場者数の増に伴って温泉の使用料などを外部にお支払いしておりますので、経費も少し上がっておるような状況でございます。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

ありがとうございました。

もう一点だけ最後、質問させていただきたいです。

ちなみにこの入浴施設利用者数も年々上昇しているんですけども、それに伴って施設来場者数もこちら上がっております。令和3年度と比べて令和4年度が3万人ぐらい増加しているんですけども、施設来場者数ですね。こちらは入浴施設利用者以外の方がおそらく2万人近く増えていると思いますが、主にどういった方が来場されているのでしょうか、どういった目的で来場されているのでしょうか、お願いします。

○介護支援課長 松井智恵子君

今ご質問いただきました多世代交流施設における来場者ですけれども、子育て支援センターなどが入っておりますし、あとは会議の貸し館等も行っておりますので、そちらのほうで増えている状況でございます。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

5番 飯田です。

議員になってから成年後見制度と病児保育について取り組んできましたので、この2点についてお聞きをいたします。

まず、権利擁護センターですけれども、140ページ、141ページ、実績報告書は56ページになります。

海部南部権利擁護センターですけれども、たしか令和3年1月から稼働しているかと思えます。令和3年、令和4年と2年、今5年で3年目に入っているかと思うんですけども、令和4年度として2年やってこられて、ある程度全体的な業務の流れもついたんじゃないかなと思えますのでお聞きをしたいんですが、まず、相談件数としてはどれぐらいあったのか。法定後見の相談に関しては何となく流れは分かるんですけども、任意後見の相談があった場合というのは、どのような流れになるのかお聞きしたいことと、あと、各種専門家の団体があると思えます。司法書士さんですとリーガルサポート、社会福祉士ですとパートナー、

行政書士ですとコスモス、このような団体があると思うんですけれども、このような団体等の連携とか関係性とかがどのようになっているか、お聞きをいたします。

2点目、病児保育ですけれども、172ページ、173ページ、実績報告は70ページです。

実績報告の事業実績のところを見ると、令和3年度から就業する保護者のニーズに応えるため開設時間を午前9時から午前8時に1時間早く開設することにしたということで、令和3年から始まって、令和4年になって登録者数12名とありますけれども、この登録者数の流れ、ここ3年ぐらいの流れを教えてください。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまご質問にございました海部南部権利擁護センターの相談件数の伸びでございます。令和4年度の海部南部権利擁護センターの相談件数でございますが、全体の相談件数としまして1,537件の相談件数がございました。うち蟹江町に占める相談件数が235件ございまして、増減でございますが、全体の伸びでございますが、令和3年度比で900件伸びております。また、蟹江町におきましては、伸び率としまして令和3年度比で69件の相談件数がございます。相談件数、蟹江町235件でございますが、実際の相談者数というところでいきますと84名の方の相談をいただいております。

まず、相談件数については、以上でございます。

○住民課長 戸谷政司君

ご質問いただきました任意後見の進め方についてでございますけれども、海部南部権利擁護センターではいろんなご相談をいただいております。相談内容に基づいてそれぞれの状況に応じて対応させていただくところがございますけれども、ご相談者とか権利擁護の対象になる方に親族がいる場合につきましては、基本的には親族の方が後見人になられることが多いというところでございますけれども、そうでない場合については、適正審査かけてどういう方がいいのかというような流れで進めていくような形になりますので、ある程度後見人になる方が多い場合につきましては、状況を聞き取った上で海部南部権利擁護センターがいろんなアドバイスをしながら進めるという形になります。

あと、各種団体のところの絡みでございますけれども、先ほど申しました適正運営委員会の中の委員といたしまして、弁護士の方1名、司法書士の方1名、社会福祉士の方1名、行政書士の方が1名おみえになって、4名の専門の委員の方がおみえになります。その中でどういう方が後見するのがいいのかという選定委員会のほうを行っておるような状況でございます。ある程度の方向性が決まった場合につきましては、その方たちが受けられるよという話であれば後見人をお願いをするところでございますけれども、その方たちがちょっとなかなか手いっぱいできませんという話になれば、愛知県にあります弁護士会とか司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、それぞれのところに推薦依頼を出して推薦をいただくという流れで、そういうようなところで調整をしているというところで、関係は適宜行っておるとい

うところでございます。

以上でございます。

○子ども課長 飯田陽亮君

ただいま飯田議員から質問のありました2点目の病後児保育事業の登録者数の流れ、実績についてお答えさせていただきます。

令和2年から申し上げますと、令和2年度が9人、令和3年度が14人、令和4年度が12人となっております。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

病児保育ですけれども、この令和3年度から開設時間を1時間早めたということですが、登録者数は残念ながら14人が12人、減っているというようなことで、なかなかこの利用者数が伸びてないんですけれども、何かしら理由はあるかなと思います。蟹江町の場合は、回復期であるものの集団保育が難しいお子さんを預かっている病後児保育をやっていると思いますので、以前から一般質問等でもしていますとおり、まだ回復期に至っていないお子さんを預かれる普通の病児保育をやったらどうなんだろうかというのも思っておりますし、ずっと話をしておりますけれども、時間をもうちょっと遅くまで、4時までじゃなくて遅くまで預かれるほうがいいんじゃないかですとか、2,000円が高過ぎるんじゃないかとか、いろいろ利用者数が伸びない理由はあるかなと思います。

ただ、住民の方にどういうニーズがあるのかというのが、まだ全然把握できてないんじゃないかなというふうに思います。ですので、何かそういったところをもう一度しっかりと住民の方がどこにニーズがあるのかというのを把握するようなことをしていただきたいのと、ぜひ5年度の予算でつけていただきたいのと、この実績を見て思いますので、一度ご検討いただけるか、また、部長にでもお答えいただきたいなと思います。

権利擁護センターに関しましては、この件に関しましては、部長が課長時代、次長時代からずっと一般質問させていただいておりますので、また部長にもお聞きをしたいと思うんですけれども。

当初、基幹支援のほうはなかなか人もいないというような、職員の方もいらっしゃらないというような話も聞いているんですけれども、最近そのあたり、運営に関して、成年後見だけではなくて基幹相談支援のほうもうまく回っているのかというののもちょっと確認したいので、お答えいただけないでしょうか。

○民生部長 不破生美君

では、まず、お問い合わせいただきました病児保育の関係、それからそのほかの保育の関係でございますけれども、やはり飯田議員がおっしゃられますように、お母様方といいますか保護者の方のニーズがどういったものかというのをしっかりと把握をさせていただいて、

さらに利用しやすいような施設にしていくべきであろうなと思っておりますので、その辺のほうは今後検討課題とさせていただいて、しっかりと前向きに利用しやすい施設にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それから、海部南部権利擁護センターの関係でございますけれども、ご心配いただいておりますけれども、人員配置のほうなどにつきましては今年度から、やっぱり相談件数がかなり伸びてきておりましたので、それに対応できるようにということで人員配置のほうも見直しをさせていただきまして、基幹相談支援とそれから成年後見部門、2つを今このセンターで取り扱っておりますので、そのどちらもがしっかりと両輪で動いていくような形を取らせていただきたいので、今年度から人員を増員いたしまして、正職の方も、それから会計年度さんにつきましても増員をさせていただいて、かなり、すみません、ちょっと正確な人数がちょっと把握をしておりますけれども、最初は3名で始めたんですけれども6名ということでしっかり人員も、当初見つかるかなということも不安であったんですけれども、人員のほうもしっかりと確保させていただいて対応に当たらせていただいておりますので、今後もしっかりと対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

さっき三浦議員が聞いた多世代交流施設の管理費、指定管理になっているんですけれども、あれって指定管理料が利用者数によって変わってくるんですか、ちょっとその辺をちょっと確認したいと思います。

それと、ページ数でいくと151ページ、実績報告書の63ページなんですけれども、子どもの医療費の助成、ずっと言ってきて、令和3年10月1日から18歳までの医療費無料になりました、入通院でね。実質、令和4年度がまるっと1年間の医療費になるわけなんですけれども、令和4年度の医療費助成が、これ県も含めてなんですけれども1億8,400万円ということで、町単独分で1億900万円ということがあります。実質これをどう捉えているのか、現状、多いのか少ないのか、予想していたぐらいなのか、ちょっとその点の確認をお願いいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

今ご質問いただきました多世代交流施設の指定管理料についてお答えさせていただきます。

こちらの指定管理というのは、社会福祉協議会のほうに委託をさせていただいておりますけれども、この指定管理料というのが、実際にかかった経費、支出から、先ほどお話しさせていただいた温泉の入浴使用料だとか収入を差し引いたものの不足分を指定管理料としてお支払いしているところでございまして、先ほど三浦議員の質問のときにお答えしましたとおり、来館者数、入浴者数が増えることによって温泉使用料だとかかかる経費も増えまして、

そちらで今年度指定管理料が増加したというところでございます。

以上でございます。

○保険医療課長 後藤雅幸君

では、ただいまご質問にございました、子ども医療費の令和4年度の実績に関して、予算額等々当初の見込みと比べてどうだったかというご質問についてでございますが、令和4年度につきましては、令和3年10月に子ども医療費の拡大をした後の初めて1年間の実施の年という形で当然のことながら伸びておりますけれども、その伸び、前年に対しての伸びということでございますが、まず、過去の比較でいきますと、令和2年度に関しましては医療費全体がコロナの影響を受けまして大きく落ち込んだ年でございました。また、令和3年度の全体的な医療費という点でいきますと、そのコロナからの脱却ということもございまして、その反動もございまして医療費が少し反発した、伸びたような年でもございます。令和4年度でございますが、こちらは令和3年度の医療費の拡大、皆様の医療費が無料になるよという機運も収まり、多少適切な医療費を使っていたということも多少あるかと思っておりますけれども、全体から見ますと令和4年度の当初予想したよりは低いかなという印象も受けておりますが、逆に言えば、これが実際のところ適切な費用の負担であったのではないかとということも予想しております。今後の伸びなども見ながら、どのような金額が本来の適切な金額かということも、推移を見させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

多世代施設、銭湯の指定管理料、足りない部分を指定管理で払うという、指定管理でずっと同じで社協が指定管理されているんですけども、そんなふうでしたか。ちょっと、はい、すみません。

そうすると、今本当、令和4年度、昨年から温泉施設、入浴がだいぶ今年に関してもだいぶ増えてきて……

(全国瞬時警報システム全国一斉情報伝達試験放送あり)

○議長 水野智見君

暫時休憩します。

(午前11時00分)

○議長 水野智見君

試験放送の時間に気づかなかったです、すみません。

暫時休憩を解きます。

(午前11時00分)

○6番 板倉浩幸君

今どこまで話したか。入浴の人もだいぶ戻ってきて、貸し館、夜やってない問題もあるん

だけれども。ということは、来場者数が増えてくれば、指定管理料も減ってくるの。ちょっとその辺、再度確認をお願いします。

子ども医療費については、今答弁あったように、ちょっと分析しにくいよね、まだ。コロナの関係もあって、答弁あったように、令和2年度と3年度を比べても、実質令和2年度本当にコロナの関係で受診控えもあったと思うし、それも令和3年度も4年度もある程度あった中で18歳までの医療費ということで、じゃ実質令和5年度についてはどうなっていくかという推移も含めて、当初、15歳を18歳にしたときも、そこまで通わなくても通院するのか、入院は通院できるということでだいぶ増えちゃうんじゃないかと予想することもあったんだけど、そこまではよほど悪くないとあまり病院も特に高校生は行かないと思うので、その辺もちょっとよく検討していただきたいと思います。

ちょっと、その辺、指定管理のほう。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまご質問ですね、多世代交流施設の指定管理料についてお答えします。

この多世代交流施設というのが平成30年10月にオープンしたところで、オープンしてすぐにコロナという状況になったというところで、令和4年度初めてコロナとかそういったことによる臨時休館なしにフルで営業させていただいたところです。それに加えて、今の燃料費高騰だとかで電気料だとか経費も増えているというところがございますので、今後來場者数が増えることによって指定管理料が比例して増えていくかというのは、これから注視していきたいと思っております。

以上です。

○2番 山岸美登利君

2番 山岸です。

決算書の135ページ、実績報告書は53ページになるかと思います。

社会福祉管理費の下の段で社会福祉専門員行政視察特別旅費と、また、社会福祉専門員行政視察職員随伴特別旅費とあります。まず、実績のほうにもあるかと思いますが、確認で社会福祉専門員というのはどのような方なんでしょうか。また、内容を教えてください。

○住民課長 戸谷政司君

ご質問ございました社会福祉専門員についてと社会福祉専門員行政視察特別旅費についてでございます。

まず初めに、社会福祉専門員とはどういう方たちかというところがございますけれども、こちらにつきましては、蟹江町独自で民生委員・児童委員の皆さんに蟹江町の各種統計調査とかいろんな活動を、さらに民生委員の仕事以上にちょっと行っていただきたいというところで、蟹江町といたしましては、民生委員・児童委員の方々を委嘱させていただくときに蟹江町福祉専門員という形で一緒に委嘱をさせていただいておるところでございます。したが

いまして、社会福祉専門員というのは、イコール民生委員ということでご認識いただければと思います。

こちらにつきまして、それぞれ行政視察の特別旅費を組ませていただいております。民生委員につきましては、3年に一度改選をさせていただきますので、改選した翌年度のところで行政視察のほうに行くというところがございますが、令和4年度のところで特別旅費の支出があるというのは、本来ですと令和2年度のところで行くはずだったのが、コロナの関係で令和2年度、3年度というところで視察が行けませんでしたので、令和4年度のところで視察を行わせていただいたというところのものでございます。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございました。

これ、視察先はお聞きしてもよかったですでしょうか、可能な限りお答えいただきたいと思えます。

○住民課長 戸谷政司君

視察先でございますけれども、例年ですと1泊で研修をさせていただくんですけれども、令和4年度につきましては、まだコロナの影響があるということで日帰りで研修をさせていただきました。こちらの行き先につきましては、主なところでは豊田市の防災センターに行きまして研修を行い、その後、岡崎の町並みを探索したというようなところで実施しております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございました。

貴重な行政視察ということで、民生委員さんも全国的になり手が不足しているという課題もございますけれども、全員参加ではなかったとするならば、このような情報共有とか情報の交換等も、報告会ではないですけれどもそういうものもまたしていただければなと思えます。ありがとうございます。

○6番 板倉浩幸君

ちょっと今見ていて、実績報告書の保育所の関係で67ページに、68ページが一番いいんですけれども、入所児童数ということで蟹江から新蟹江まで書いて、公立も含めて、はばたき、カリヨン、児童数が載っております。実質、今これ入所率、保育所の入所率が多いところで8割弱かな。ということは、ほとんど今現状で入所したいところにはほぼ行っている状態なんですか。ちょっとそれだけお願いします。

○子ども課長 飯田陽亮君

先ほど板倉議員から質問のありました保育所の入所希望に関してお答えさせていただきます

す。

毎年11月に保育所の希望申請を受けまして、その調整をその年度内にしていく形になりますけれども、全てが希望どおりの保育所に通えるというわけではないことになっております。以上でございます。

(発言する声あり)

入所率につきましては、定員に対しての入所人数となっております、実際、保育士の数で見られる子どもの数も変わってきてまして、実際の設定されている定員との兼ね合いで、このような入所率の数字となっております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

1番 多田陽子です。

決算書163ページ、この報告書で言うと68ページのところです。本日も意見書が継続審議になりましたけれども、保育所職員の人材定着・確保のためのというふうに、日本では本当に保育士さんがどんどん不足しているとか、そういう流れにありまして、保育士の低賃金が問題にもなっていますが、この報告書を見ましても、やはりパートタイム会計年度任用職員に頼っているところがだいぶあると思います、人数的にも。

では、例えばこの低賃金の話でいきますと、大体同じような資格を持った方で時給等に差があるのか。児童館に勤める方、保育所に勤める方、何歳のところを見るか、そういったところで時給等に差があるのか、教えてください。

○子ども課長 飯田陽亮君

ただいま多田議員から質問のありました、保育所、児童館等の職員の時給に関してお答えさせていただきます。

現在、保育所、学童保育所、児童館の会計年度職員、パート職員についての時給は、同じ給与区分を使用しておりますので差額はありません。ただし、資格の有無、保育所で言いますと保育士資格、学童保育所、児童館で言いますと保育士資格、教員免許、放課後児童専門員等の資格の有無によって200円ほどの時給の差が生じております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

周りの市町村から蟹江に働きにこられている方も多いたと思うんですが、やはり周りと競合じゃないですけれども、蟹江がどうだということって今後大事になっていくと思うんです。子どもが少なくなっていくって、場所はあるけれども人が足りないという状況も今後起こり得ると思ひまして、そういったときに蟹江がどういうふうに待遇がいいか悪いかとか、そういったところもあると思ひますし、今保育所は蟹江町内に住民票がある人しか使えませんが、もしかしたら今後どんどん少子化が進んでいっている中で、蟹江で働いている人も蟹

江町の保育所を使えるようになっていくというようなことが求められるようになるかもしれません。そういったときのことを考えても、保育士の待遇、時給とかをまず検討していただければと思います。

以上です。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、3款民生費を終わります。

続きまして、4款衛生費、178ページから209ページまでの質疑を受けます。

○14番 佐藤 茂君

14番 佐藤茂です。

193ページの環境衛生費の中の委託料というところでちょっとお尋ねしたいと思うんですけども、クビアカツヤカミキリムシ、このことについてお尋ねします。

このカミキリムシは外来種らしいのですけれども、もうかなり前に発見されておるそうでもありますけれども、桜、桃、梅等の木を枯らしてしまうカミキリムシだそうであります。そして、弥富市とか名古屋市、愛西市、津島市等も既にかかなり広がっておるようでございますが、蟹江町はどうなのかということ。

そして、私の知り合いの方から桜の木を切ってくれと言われて、それを私が見にいったわけですけれども、それがこの虫に食われて大変な状況になっておったわけであります。このカミキリムシですか、全国に広がっているようでございますが、町として何か対策をされているのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○民生部次長兼環境課長 石原己樹君

ただいまの佐藤議員からご質問がありましたクビアカツヤカミキリの対策についてでございます。

先ほど議員もおっしゃられましたが、こちら外来種ということで原産地は中国とか東南アジアらしいんですけれども、それがいわゆる輸入の材木とかパレットについて入ってきたんではないかということを知っています。ですから、もともと被害はいわゆる名古屋港のある近辺ですかね、飛島とか弥富、あと名古屋市のほうで被害があったということを知っています。一応県の資料を見ますと、一応蟹江町では2019年に、当初県が知り得たという情報はあるようでございます。現在、海部地区では、北はあま市でも昨年度確認されたということで、だんだん範囲が広がっているという状況でございます。

対策としましては、一応現状としましては、今、町では広報、ホームページ等で啓発のものを、チラシ等対策に対する駆除方法のチラシ等を載せている状況で、やはりいわゆる市販の薬剤とかで殺虫作用、殺虫剤をまいてもらうとか、もう直接成虫を見つけたらともかく殺

していただくと。あと、専門家に言わせますと穴ですね、穴に針金を指して直接幼虫を殺してしまうと、そういった対策があるそうなんですけれども、ただあまり被害が多いようですと、根本的には木を切っていただいて、もう処分するのが一番いいということでございます。

現状、町の管理している公園ですとか桜並木等は、担当課のほうで随時対策をしている状況ですが、いわゆる民地ですね、議員もおっしゃられたように民間の家の桜ですとか、実は私の家にも梅の木がちょっとあったんですけれども、今年見たら2匹ぐらい穴がありまして早速殺してみたんですけれども、そういった状況です。まず、見つけたら殺してくださいということで、町ではお願いするぐらいしかないという状況でございます。

ですから、今後はやはり啓発のほうをしっかりとしていくという対策しか、今のところはないのかなと考えております。

以上でございます。

○14番 佐藤 茂君

私もお聞きしたんですけれども、富吉の幼稚園ですか、とみよし幼稚園の南側に公園があるんですけれども、そこに桜の木が植えてあるんですけれども、それが全部やられてしまった。今はもう本当に切つてあるし、それから、さっき言われたように何か木に何か巻くんだね、あれ、巻いて出ていかんようにするのかな、その辺のところはあれですけれども。これ本当にすごいことになっているみたい、私も現実に頼まれたところを見に行ったときに、穴ぼこだらけで、あの中に虫が入っているんですね、あれ。本当にこれが広がってしまうと、本当に桜の木とかそういうものがみんな枯れてしまうというような状況ですので、今後いろいろ対策のほうもお願いしたいなと思っております。よろしく申し上げます。

○13番 安藤洋一君

13番 安藤です。

181ページの環境美化指導員報償金ですね。実績報告書で73ページです。

184人に対して、単純で割ると1人当たり5万7,000円という、これが高いのか安いのか適正なのか、ちょっとよく分からんですけれども、現場の指導員さんからは、やっぱりなり手不足ということがよく聞こえてきます。外注に頼めんだろうかとか、いろんな話が聞こえてくるんですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○民生部次長兼環境課長 石原己樹君

ただいまの安藤議員からご質問がございましたが、環境美化指導員の関係でございます。実績では、184名に対してお1人1年間5万7,000円という報酬を出してお願いしている状況でございます。今はいわゆる各町内会の区長から推薦をいただいて委嘱をしている状況でございますが、やはり地区によってはなかなか手が見当たらない場合もございます。大体区によっては例年同じような方を随時お願いする方、区によっては役員で随時交代でやってみえる区といろいろございます。

言われましたが、外注となりますとやはり各地区いろいろ役割が微妙に違っていたり、いろんなこと、いろんな多方面にわたることがございます。単純にごみの仕分け作業やるにしても、資源ごみと一般ごみ、それぞれございますので、なかなか現状としては外注というのにはちょっと難しいのかなと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。そうですね、次長おっしゃったように、いろいろ地域的にも難しいかなと思いますし、見ておっても本当に指導員さんそのものは非常に熱心で真面目で、やっぱり自分の地域に愛着を持ってやっておられるなというふうに感じるぐらいきちっとやっておられるので、なかなかやっぱり単純に外注というわけにはいかんのかなと思いますけれども、本当になり手不足は深刻な問題です。

この事業効果のところを書いてありますように、ごみの分別、排出マナーが向上し、住みよい生活環境の保持に寄与したというんですけれども、やっぱりこれも今おっしゃったように非常に地域差があって、きれいなところは本当にきちっと分別されておるんですけれども、ひどいところは本当にひどいというのも、よくご存じだと思うんですけれどもね。その辺もまた啓発活動ぐらいかなと思いますけれども、やっぱり新しい地域、新しい住宅、アパート、そういったものができたところほど、やっぱりよくルールが分かってない方もおられるような感じでぼいぼいぼいぼい捨てるのかということもあるので、その辺も啓発活動、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、193ページの赤ちゃん訪問報償金のところで、これが実績報告書77ページで、母子手帳の交付が285冊で赤ちゃん訪問が271件、この差ですね、双子のところは3件おられるようなんですけれども、この数字の差、これは分かっておって件数が違うのか、それとも会いたくても会えなかったとか、そういうちょっと深刻な話なのか、その辺ちょっと教えてください。

○健康推進課長 小澤有加君

ただいま安藤議員からいただきました母子手帳の交付数と赤ちゃん訪問数の差についてお答えをさせていただきます。

この差は、双子の方、双胎の方の分と、里帰りをされている方が里帰り先で受けていただいているという場合もございます。反対に、蟹江に里帰りされている方をこちら側で赤ちゃん訪問をさせていただくという件数も入ってございます。

最終的には、先ほど議員もおっしゃったような深刻な会えない状況というものは、この中にはゼロでございます。必ず連絡を取っておりまして、その連絡を取るというところも、外国人の方でそのまま出国をされてしまうというところがあるんですけれども、それは出国を確認しているというところで状況把握をさせていただいております。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他に質疑ありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、4款衛生費を終わります。

ここで、民生部次長兼環境課長、住民課長、保険医療課長、健康推進課長、総務部総務課長、介護支援課長、子ども課長の退席と、産業建設部長、上下水道部長、教育部次長兼教育課長、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、下水道課長、土木農政課長、ふるさと振興課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

(午前11時26分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時28分)

○議長 水野智見君

続いて、5款農林水産業費、208ページから217ページまでの質疑を受けます。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

ちょっと飯田君とも話しておったんだけど、昨年の決算でも聞いたんですけども、215ページ、フナの放流があります。これね、昨年も聞いてどんなふうでやっているんだということで聞いたんだけど、これが実際、水産事業の振興、その辺も養殖業の振興、そう書いてあるんですけども、あと環境保全も書いてあって、100キログラム分ということなんですけれども、これを本当にもっと生かして、水郷のまち蟹江ということで、まだまだ川がたくさんありますよね。何か本当にもうちょっと規模的に拡大するような形で、佐屋川のフナ釣り場もありますよね。これを町の事業としてもっと取り組んで、観光資源に何か使えないかなと思うんですけども、その辺、今回のフナの放流について毎年やっているからやっているよで済んじゃうのか、その辺お願いします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、フナ放流に関しましてお答えをさせていただきます。

今現在、実はフナの放流で観光資源の確保ということを重点におきましてこういった事業をさせていただいておるんですが、やはり漁業権を持っていらっしゃる方とのまたお話し合いをしながらこういった事業をどうやって進めるかとか、そういうことも含めて検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○6番 板倉浩幸君

観光資源、本当にこれね、副町長でもいいですので、その辺本当に昔より確かに川も少なくなつたというのもあるんですけども、フナ釣り場、あれだけ本当に休みだと結構釣りに来ているんですよね。それを漁業権の関係もやっぱり絡んでくると思うんだけど、観光資源として養殖、フナだけじゃなくても、何かいろんなことで使えないかなと思うんですよね。今最初の総括でも、プレミアム商品券でちょっといろいろ点数増やしてやっている中で、ウナギの養殖、ウナギの販売ありますよね。あれ結構この間買って食べた結構おいしい、結構高いけれども。その辺も踏まえて、本当に蟹江町としての観光資源をもうちょっと努力して増やしていただきたいなと思いますので、その辺について副町長の見解をお願いします。

○副町長 加藤正人君

蟹江と言えば、まず水郷と温泉のまちというのが一つのアイデンティティ、観光振興のずっとキャッチフレーズとして取り組んできたし、これからも水郷もそうですし、それから川ですね、川のいろいろな景観もありますし、釣りもありますし、先ほどの料理もあります。そういった川というのをもまた前面に出して、観光あるいは人を集めるという取り組みを進めていけないといけないというのは感じているところでございます。

そうした中でこのフナ釣りですね、佐屋川のフナ釣りというのは大きなアイテムの一つかなというふうに思っておりますけれども、このちょっと100キログラムがどうか、これについてはもうちょっと実態を私も確認をさせていただきたいというふうに思いますし、また、今どれぐらいのそういった釣りの人口があり動向がどうかというの、もう一度確認をさせていただきたいというふうには思っております。

これからさらに観光で人を、少しでも滞在をしてもらう人を増やし、また、その滞在時間を増やしていくためにどういう仕掛けがあるのか、そういう旧来からの水郷と温泉というのも一つのもちろんテーマだというふうに思いますし、また、昨今取り組んでいるパンのまちとか新しい機軸での観光の打ち出し方というのもありますので、もう一度何が最も今の時代に効果的だということをしっかりと考えながら進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

副町長からも、観光資源のやっぱり一つであるんですよね、水郷のまちって。最初課長のほうから漁業権の話出たんですけども、実際に町としてもうちょっと盛り上げていこうよといった場合に漁業権との関係、この辺ってどういうふうになってくるんですか。ちょっとそれを最後に聞いて、終わります。

○土木農政課長 東方俊樹君

漁業権に関しましては、すみません、まだ深い知識がございませんので今すぐお答えができないんですが、今後ちょっとそういった環境に進めていくということであれば、また勉強

しながら、どうやって活用できるかということも含めて検討していきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

指名をいただきませんが、ちょっと経緯経過を、多分、加藤副町長も新しく副町長になられた、東方課長のほうも分からないかも分かりませんが、実はこの種苗放流というのはフナだけではなくたんです、昔は。ボラも入っていました。かつて佐屋川は、一級河川でなければ二級河川でもありません、準用河川でもありません。位置づけは水たまりです。地権者がこの下にありますので、漁業権というのは複雑なものが絡み合っているのが、まず1つございます。それと、かつてはあそこの漁場を守るために、しかも、あんなにたくさんのフナとか川魚が入りますと酸欠を起こして浮かび上がって死んでしまった事件が実はありました。適切な網揚げとって、適切な佐屋川の魚の量を調整しながら、なおかつかつてはヨシが茂って、そこで川魚が子供を産み、自然循環できっちりとリサイクルで回っていた川なんですよ。

それが環境汚染等々で非常に厳しい状況になった。今は水質もだいぶ改善をし、釣り客も戻ってまいりました。その証拠に、国道1号線の南に実は釣り場があったんです。議員がご存じかどうか知りません。今そこはもう閉鎖をされておりますが、この先、あの南側の釣り場が復興できればいいなというのは、もうかつて商工会の青年部をやっているときにそういう議論がありました。

そういう意味で、蟹江町としてやっぱり自然を守っていききたい、観光の資源を持ちたいということで、もう数十年前からこの種苗放流はやっております。ですから、観光だけのために特化してやっているわけではなくて、やっぱり地域の資源、そして地域の環境、そしてできれば観光にもつなげていきたいという、そういう意味合いで種苗放流、今はフナが放流になっています。そういう経緯があったということだけをご理解いただけるとありがたいと思います。

以上です。

○14番 佐藤 茂君

14番 佐藤茂です。

217ページですけれども、これお願いの意味も込めてちょっと質問させていただきますので、お願いします。

県営緊急排水施設整備事業大海用地区負担金864万4,340円、それと県営特定農業用管水路特別対策事業光西地区負担金328万552円となっておりますが、この特定農業用水管という、これは我々特々工事と言っておるわけでございますけれども、この工事の負担金をどのぐらい負担されているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

ちなみに、我々、地元のこの負担金もやっぱり払うんですけれども、我々は1%払ってお

るわけでございます。これでももう100万円以上のお金が出ていくわけでございますけれども、町としては今これ本当に何%ぐらい払ってみえるのか、ちょっとお聞きしたいですが、よろしくをお願いします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、2つの負担金の町の負担分というところでお答えをさせていただきます。

まず、県営緊急排水施設整備事業大海用地区負担金ですが、こちらにつきましては、耐用年数の経過による大海用排水機場の建て替え、更新事業を実施しているところなんです、こちらに関しましては事業費から、地元市町村負担分であります15%、これに蟹江町負担分、ほかに津島市、あま市がございますが、蟹江町負担分として62.6%を掛けたものとして算出しております。こちらは流域の面積によりまして、こういった市町村別の負担割合が出ています。

2つ目です。2つ目は、県営特定農業用管水路特別対策事業光西地区負担金でございます。こちらは、石綿管の更新、塩ビ管への更新を行っております。こちらの事業に対しましても、事業費掛ける市町村負担分としては13%でございます。この13%のうちの、蟹江町は40%を計算として出しております。他に愛西市がございます。蟹江町としては40%となりますね。

以上でございます。

○14番 佐藤 茂君

ありがとうございます。やっぱり40%、かなり負担されているわけだな。

本当に、これ特々工事に関しては、まだこれからも続きますので、本当にご迷惑というか、いろいろとお金も要りますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○13番 安藤洋一君

13番 安藤洋一です。

213ページの一番下、有害獣捕獲業務委託料ということで、実績報告書の85ページの中段です、農作物被害を未然に防ぐため、ヌートリアの捕獲を委託したと。これは、本当は佐藤議員の専門分野なんですけれども、ちょっとお尋ねしたいなと思っています。

ヌートリアはさておき、ちょっとひと頃話題になったアライグマでしたかね、その辺が最近はどうなのかなというのと、あと、昨今日本中で野生の動物がいっぱい出没しておるところで、そういったのが蟹江にとってはどんな状況なのか。例えば猿なんかは結構都会でも見かけるようになってきたんですけれども、その辺が蟹江ではどんな状況か、ちょっと教えてください。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、安藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

こちらヌートリア、今回対象となっておりますのはアライグマ等も含まれるんですが、実際は実績としましてはヌートリアのみの捕獲となっております、令和4年度は7頭の処分

ということをさせていただいております。現状として、やはり住民の方からヌートリアの捕獲を依頼されて、依頼を受けた上でわなを設置ということをしていただいておりますので、特にアライグマ等の話はお聞きしたことはないというのが現状でございます。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

じゃ、それ以外のよく日本中で言われる猿とかという野生動物も、蟹江にはとりあえずは出没はしていないということですかね。

○土木農政課長 東方俊樹君

住民からの情報提供によるところでございますと、特にそういったことは聞いたことがございません。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他に質疑ありませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、5款農林水産業費を終わります。

続いて、6款商工費、218ページから227ページまでの質疑を受けます。

○5番 飯田雅広君

5番 飯田雅広です。

2点あります。

221ページのふるさと納税アドバイザー業務委託料ですけれども、これはどういったところに委託されて、どういったようなアドバイスをいただいているのか教えてください。

2点目ですけれども、223ページの補助金、労働費の補助金のところすけれども、連合愛知尾張南地域協議会メーデー実行委員会補助金5,000円、連合愛知の活動にご協力いただきありがとうございます。代わりとっては何ですけれども、かに丸くんグッズを購入いたしましてメーデーで景品として配らせていただいておりますので、しっかり蟹江町のPRをさせていただいております。

そんな中で、以前愛知県労働者福祉協議会というところにも補助金をいただいておりますが、またもしよろしければ復活していただきたいなと思っておりますので、一応ご検討いただけたらなと思います。

以上です。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

ただいま飯田議員からご質問のありましたふるさと納税アドバイザー業務委託料について、まずはお答えをさせていただきたいと思っております。

こちらの委託料につきましては、ふるさと納税の返礼品提供事業者の発掘ですとか返礼品の開拓強化というところを目的としまして、例えば既存の事業者様、そして新たに提供にご協力いただけそうな事業者様を対象に勉強会を開催をさせていただきました。その中で、その勉強会ではふるさと納税の寄付注文を集めるために事業者様が行わなくてはならないことですとか、そういったふるさと納税に乗っかるメリットだとかというものを勉強会として開催をさせていただいたものでございます。

あとは、ふるさと納税の提供事業者として登録をするためには、ポータルサイトへの登録手続きというものが必要になってきます。そのためには、登録申請書ですとか商品の提案書というものを提出をしなくてはならない。ただ、その提出にあたっては、やはり事業者様にとってはちょっとハードルが高いというところもありますので、そういった代行手続きというところも、その業務委託料には含まれているというところがございます。

続きまして、メーデー実行委員会への補助金と、あとは県の労働者福祉協議会への補助金についてでございます。

まず、例年5月に海南こどもの国においてメーデーファミリーフェスティバルを実施をしていただいております。その際に当町の顔として重要な役割を担っております、かに丸くんのグッズを配布をしていただくことによって当町の知名度向上等々に寄与しております。大変ありがとうございます。

お尋ねのございました県の労働者福祉協議会への補助金でございますけれども、令和2年度まで補助金を交付をしておりまして。今後も他の自治体の状況というものを踏まえながら、庁舎内においても補助金交付の妥当性ですとか必要性というものを協議を重ねながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

ふるさと納税に関しましては、いろいろ少しでもうまくいくように、またいろいろしっかりとご検討いただいて、いいほうに進んでいけたらなというふうに思っております。

また、連合愛知尾張南地協に関しましては、町長はじめ蟹江町さんには本当にいつもご理解とご協力いただいて感謝をしております。また今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○7番 三浦知将君

それでは、ページ数で言いますと225ページから227ページに関しまして、ちょっと質問させていただきます。

地方創生推進交付金事業ですね、こちらについてご質問させていただくんですけれども、こちらの事業目的として町の認知度を向上させること、観光の集客の目的ということと、蟹江町関係者の方の蟹江町に対する愛着心を醸成するということになるんですが、その中でこ

のナナちゃん人形を活用したりとか、ショートムービー制作したりとか今までやられていると思うんですけども、こちらのまず、地域住民への愛着心を醸成したというふうにこの事業報告書の事業効果に書いてあるんですけども、こちらは何かアンケートとか、そういったものを取ったんでしょうか。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

三浦議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

愛着心醸成のために住民へのアンケート調査というものは、実際のところ実施はしておりません。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

そうですね、何をもってこの愛着心を醸成したということ、また検証していただけたらなと思います。

あとは、またショートムービーというのは、こちらまた今年度も何かやられているんでしょうか。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

令和5年度におきましては、蟹江町としてではなくて蟹江フィルムコミッションという蟹江町と蟹江町商工会、蟹江町観光協会の3者の合議体がございます。そのフィルムコミッションの事業といたしまして、第5弾のショートムービー作成を予定をしております。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、6款商工費を終わります。

続いて、7款土木費、226ページから251ページまでの質疑を受けます。

○14番 佐藤 茂君

土木費で241ページの土地区画整理管理事務費のことでお尋ねします。

土地区画整理事業基金積立金1億5,000万円とついてございますけれども、この積立金は、私も今回一般質問させていただいた富吉南のまちづくりに使う積立金かと思いますが、これについてちょっと内容についてご説明いただければと思います。よろしくお願ひします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

ただいま佐藤議員からの土地区画整理事業基金についてということについてお答えをさせていただきます。

まず、この土地区画整理事業基金につきましては、土地区画整理事業に資するための資金として積立てを行うというものでございまして、蟹江町においても過去に幾つか区画整理事

業を実施しておるんですが、過去に実施した区画整理事業についてもこの基金を活用して使用しております。実際議員言われますように、富吉南地区の区画整理事業の開始の見込みがある程度めどが立ってまいりましたので、今後町が土地区画整理組合に対して助成を行うことになるわけですが、剰余金の一部をこの基金に積み立て、助成金の原資の一部として利用させていただくものでございます。

以上でございます。

○14番 佐藤 茂君

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

終わります。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、7款土木費を終わります。

ここで、産業建設部長、民生部長、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、土木農政課長、ふるさと振興課長の退席と、消防長、消防次長兼消防署長、総務部総務課長、消防本部総務課長、子ども課長の入場を許可します。教育部次長兼教育課長は、席の移動をお願いします。

ここで、少し早いですが暫時休憩とし、午後1時から再開します。

(午前11時52分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 水野智見君

続きまして、8款消防費250ページから263ページまでの質疑を受けます。

○6番 板倉浩幸君

決算書の253ページで、常備消防管理費のところ、主要成果書のほうが分かりやすいかな。主要成果の104ページに実績で救急搬送、火災から救急の出動の内訳がついております。交通事故から急病までということで、急病のほうは1,585回ということで、去年の決算でも聞いたんですけども、コロナ関係がやっぱり最後の第8波で結構多かったと思うんですよ。その辺の内訳を、またちょっと確認させてください。

○消防長 高塚克己君

それでは、板倉議員のコロナの救急の関係のご質問でございますけれども、コロナ及びコロナ疑いというところの搬送件数を答弁させていただきます。令和2年度、コロナ及びコロナ疑いが14件、令和3年度、同じく76件、令和4年度、205件、令和5年8月末時点で85件というふうになっております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

令和4年度、いわゆる第7波、第8波の頃に205件もあったんですよね。そこが、じゃ実際に熱が出ました、救急車呼んでとりあえず搬送しますよね。実際に本当に感染者だったのか、その辺の内訳って分かりますかね。

○消防長 高塚克己君

それでは、実際のコロナ確定かコロナ疑いというところの違いでございますけれども、令和2年度が、コロナ確定が7件、コロナ疑いが7件、令和3年度が、コロナ確定が32件、コロナ疑いが44件、令和4年度が、コロナ確定が110件、コロナ疑いが95件、令和5年8月末時点で、コロナ確定が59件、コロナ疑いが26件。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

最後ですけれども、大体半分ぐらいが感染者で、疑いがある人ですよね。そこで実際に熱、かぜだったのか、その辺がちょっと微妙なところがあるんですけれども。じゃ、そういう人たちが救急搬送、もっと本当にひどい急病のときに対応できるのかという問題があるし、そこでちょっと、ここで聞けるのか分からないですけれども、じゃ実際にそういう人たちが特に夜間に限って、通常日中だと熱が出てちょっとコロナかなと思ってもかかりつけ医とか行って診断してくれるというのはあって、その辺でさっき衛生費でちょっと聞いたかった、町長おるのでここでもうちょっと答えてもらいたいと思うんですけども、そういう人たちも今急病診療所、海部津島の、実際にそこに夜だとして行ってもらえればいいんですけども、その辺で搬送がどうだったのか。現状今急病診療所、夜間やってないという問題があって、その辺がどうなのかと。今後の方向も含めて、何とか搬送を第8波も終わって落ち着いてきてはいると思いますけれども、その辺も含めて今現状、答えられなかったらそれでいいですけれども、ちょっとその辺をお願いしたいと思う。

○消防長 高塚克己君

板倉議員のご質問でございますけれども、搬送ができるかできないかということよりも、搬送困難症例が何件ほどあったかというお答えでよろしいでしょうか。

コロナ禍での搬送困難症例、救急車で病院に搬送困難症例というのは、病院に問い合わせ回数が4件以上かつ現場滞在が30分以上というのを搬送困難症例と県のほうで統計を取っております。この統計につきまして、令和2年度中が5件、令和3年度中が2件、令和4年度中が31件、令和5年8月末いっぱい25件というところでございまして、救急車で全然搬送ができなかったということは一件もございません。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

2番 山岸です。

決算書の257ページ、実績報告書は105ページになると思います。通信対策整備事業で海部地方消防指令センター共同運用負担金ですけれども、この詳細、内容を教えてください。また、N e t 119、言語に障害をお持ちの方がお使いになられるN e t 119の緊急通報システムの運用が令和2年12月に運用開始になったと思います。説明会もこの「まちから」、1回しか私はちょっと分からないですけれども、ありましたので、この登録数と実績数も併せてお聞かせください。

○消防本部総務課長 三谷克利君

ただいま山岸議員から質問を受けた2点でございますけれども、まず、1点目でございますけれども、海部地方消防指令センターの共同運用負担金、これはどういったものに使われているのかというご質問でございますが、それにつきましては、海部地方消防指令センターは、平成25年4月から海部地方5つの消防本部が共同で運用をしております。この負担金は、海部地方の5つの消防本部が共同整備をしました指令設備とデジタル無線設備の保守点検料、それから指令センターを運用する上で必要な経費、こちらを5つの消防本部で案分割合の下、負担したものでございます。内訳としましては、指令システムの保守点検費用が約680万円、デジタル無線設備の保守点検費用が約232万円、運営管理費、これが約290万円でございます。

2点目のN e t 119の人数でございますけれども、蟹江町の今現在の登録者数ですけれども、4名でございます。令和2年12月1日に運用を開始してございますけれども、その前に事前の説明会をいたしました。6名説明会にいらっしやいまして、4名の方がその場で登録をされまして、今現在も4名のままということでございます。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。

令和2年の「まちから」で周知をされて、あとホームページと。今後またこの周知はずっと継続してなさるのかということと、また、改めて登録説明会というか操作説明会というのは実施の予定はありますか。

○消防長 高塚克己君

N e t 119の広報といいますか、そういった普及啓発に向けてということでございますけれども、「まちから」に載せたのが令和2年度の当時、それ以後はホームページから登録の案内をさせていただいています。そういった反響も見まして、必要があれば、また必要の都度、説明会も開催していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、8款消防費を終わります。

ここで、消防長、消防次長兼消防署長、消防本部総務課長の退席と、民生部長、給食センター所長、生涯学習課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

(午後1時10分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時12分)

○議長 水野智見君

続いて、9款教育費、262ページから333ページまでの質疑を受けます。

○5番 飯田雅広君

5番 飯田雅広です。

302ページから307ページの図書館管理費についてお聞きをいたします。実績報告書の122ページ、利用状況等の表がありますが、利用状況を見ますと、令和3年度と比較して令和4年度、利用者、それぞれ貸し出し人数や入館者数が増えております。登録者数も増えております。貸し出し点数は飛ばして、インターネット検索性数も令和3年度と比較すると令和4年度は増えております。図書の予約冊数も比較すると令和4年度増えていますので、人数、検索性数、予約数は増えているんですけども、貸し出し点数が減っているというのがなぜかなというふうに思ったので、お聞きをいたします。何か検証等されているのでしょうか。

○教育部次長兼教育課長 館林久美君

それでは、ただいまご質問いただきました図書館の利用状況ですね、あとインターネット件数、予約数などは増加しているんですけども、実際本の貸し出し数が減っているというところでお答えをさせていただきます。

コロナ禍におきまして、令和2年度以降、臨時休館を繰り返しながら貸し出し業務をさせていただいておりました。令和3年度につきましては、1人が一度に借りる冊数というのが、そういった臨時休館というところも見据えて、恐らく一度に少し多めの冊数を借りていたというところがあるのかなと思います。そして、昨年度の令和4年度につきましては従来の適正数になった、そのせいではないかと、あくまでもこれは推察なんですけれども、そのように考えております。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

こういった書籍に関してですけれども、もう本当に最近雑誌の休刊も本当に増えており

ますし、町の本屋さんもどんどんなくなっていっているというような状況になっていると思います。私ももう雑誌はサブスクで読んでおりますし、週刊の漫画の雑誌はアプリで読んでおります。ですので、全然もう本屋さんには買うこともなくなりますので、非常に本を巡る社会的な情勢というのは変わっていると思います。

そういった意味では、図書館の在り方、文化の中心地であるというのは変わってはないと思うんですけども、やはり利用の仕方というのは、以前と比べるとやはり変化をしてくているというふうに思っております。以前一般質問等もさせていただきましたけれども、やはり図書館はデジタル化をいち早くしていくべき施設かと思っておりますが、どうでしょうか。そういった社会情勢の変化に合わせて、図書館の在り方を今後どのように考えていらっしゃるかお聞きをいたします。

○教育部次長兼教育課長 館林久美君

それでは、今後の図書館につきまして、デジタル化というところのご質問についてでございます。

電子化、デジタル化することで来館しなくても本が借りられる、今の時代、携帯一つで何でもできるというところになっているというところは認識しております。そして、デジタル化に向けた貸し出しのスタイルというのも考えていかなければいけないというところもあるんですけども、電子書籍となりますと、少しやはり2年の期限があったりだとか貸し出しの回数の制限があったりだとか、やはり費用対効果を考えますと、今すぐに電子化というところは少し難しいのかなと思います。ですので、近隣の状況を見ながら考えてはまいりたいなと思うんですけども、まず、担当といたしましては、今年度まず大きなお金を投じてエアコンの改修工事をさせていただいております。ですので、まずは環境が整った図書館を、ぜひ本を手にとってご覧になっていただきたいというのが担当の思いでございます。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

323ページの学校給食費の関係で、実績報告書の128ページから130ページまであります。

予算のときにも聞いたんですけども、実質今、蟹江町30円の補助、公費負担で保護者軽減をしています。現状、給食費が小学校で260円と300円で30円の補助しているんですけども、賄材料費ですよね、給食の。それについて実質今の現状、電気代は関係ないです、賄材料の関係で物価高よっての材料費の値上がり分、一生懸命調整してやっていますと予算でも言ってたんですけども、実質今どのぐらい材料費が上がっているのか、分かりますでしょうか。

○給食センター所長 浅井 修君

それでは、議員の今のご質問でございます。

おっしゃられましたとおり、小学校につきましては現状260円の目標金額で材料を調達して調理をしてございます。令和4年度の実績といたしまして、目標金額260円だったんですが、実際には1食当たり275円ほど、15円ほど目標金額を上回って調理をしてございます。中学校におきましては、300円の目標金額でございますが315円ほど、同じく15円ほどちょっと上回っておるような状況でございます。

また、令和5年度、今年度におきましては、さらに物価上昇等もございまして、10月分の給食費の契約に向けた今調達準備をしてございます。そこら辺までの状況、4月からの通算でいきますと、小学校、中学校ともに目標金額に対して30円ほど上回っておるような状況でございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

現状今260円と300円、小学校なんですけれども、実質は15円程度アップしているよと。それだけで収まっているのがすごいと思うんですけれども、今現状生活していくにも、もうそんな、これだと5%強か。今年度については、やっぱり1割ほど上がっちゃっているよと。その分を、じゃどうしているかということですよ。その辺を材料調達するのに協力してもらっていたのか、公費負担で実質30円のところを令和4年度だと15円か、45円負担していたんだよといくのか、その辺の兼ね合わせをお願いします。

○給食センター所長 浅井 修君

今のご質問でございます。先ほど答弁させていただきましたとおり、令和4年の実績といたしましても、目標金額を若干上回っておるような状況でした。結果といたしまして、予算の範囲内で調達金額を調整しながら、賄材料費の中で調整をしておったような状況です。

また、今年度につきましても、予算計上額といたしましては同額程度を計上させていただいております。その中で賄材料費の中でやりくりをしながら調理をしておるところでございます。実際に3月の当初予算の折に事業者のほうへ協力いただいてという答弁をさせていただいておったところです。予算の範囲内の中でうまいこと調達をしておる状況ではございますが、かなり難しいような状況になっておりますので、一般財源のほうも予算の範囲内で少し投入をしておるような状況です。実際には、保護者負担金30円を除いた部分については、20円から25円ほど予算計上しているおるような状況でございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

実質一般財源からも少し入れながらということは、公費の補助を若干増やして頑張っているんだということで、じゃ、そんな中で令和4年度については2学期、3学期、半額補助で本当に喜ばれています、全額補助というまではいかないにしろ。じゃ、今後どうなっていくかですよ。次の予算も含めて、本当に難しい状況が続いていて、値上げ、保護者負担を引

き上げるというのは、今の子育て支援の政策からもちよつとずれていっちゃうし、何とか頑張って一般会計からもやっぱり公費で面倒を見ていただきたいと思いますので、その辺についてよろしくお願ひしたいと思ひます。それについて、何か答弁あったらお願ひします。

○給食センター所長 浅井 修君

大変議員にはご心配をおかけしておるところでございます。先ほど現状の説明と併せて、5年度の10月頃、前半の見通しをお話しさせていただきました。また、令和5年度につきましても、3月までの保護者負担金の半額につきましてもご理解いただきましてありがとうございます。そこら辺も受けまして、後半の見通しも値上がり状況が、若干は下がっておる物品もございますが、上昇する見込みでございます。そこを踏まえまして、令和6年度につきましても食材費、1食当たりの食材費は、財政当局と詰めながらになるわけではございますが、栄養価、基準となるものを満たすように、給食センターといたしまして予算額を確保したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他に質疑ありませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、9款教育費を終わります。

続いて、10款公債費、11款予備費、332ページから335ページの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、10款公債費、11款予備費を終わります。

以上で、認定第1号「令和4年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結します。

なお、25日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願ひします。

ここで、教育部次長兼教育課長、給食センター所長、生涯学習課長、子ども課長の退席と、水道課長、保険医療課長、健康推進課長、介護支援課長の入場を許可します。総務部長、上下水道部長は、席を移動してください。

暫時休憩します。

(午後1時26分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時28分)

○議長 水野智見君

日程第2 認定第2号「令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて」を議題とします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、340ページから366ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○6番 板倉浩幸君

国保の総括というか、何ページということではなくて国保の総括としてお伺いをいたします。

まず、決算なんですけれども、令和4年度の決算で繰越金自体も1億3,700万円あります。基金についても2億円あって、トータル3億3,800万円ぐらい決算で出ております。そんな状況の下で、実際、県の納付金も毎年同じように10億円前後と大体目安がついてきています中で、そのほか一般会計も多いときで1億円ぐらい入れていたところが、令和3年度で7,000万円、令和4年度で5,000万円の法定外の繰り入れをしている中で、ちょっと気になるのは被保険者が減ってきてこんな状況なのかなんですけれども、納付金が大体同じぐらいで、保険給付費が令和3年度と比べても2億円ぐらい減っているんですね。この辺の関係をどう見ていいのか、ちょっとその辺についてまずお願いします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

まず、令和4年度の給付費というところでございますが、確かに全体の給付費としましては、令和3年度比でいきますと2億800万円ほど減少しております。これは一番大きな要因としましては、議員もおっしゃられるとおり被保険者数が毎年減少傾向でございますので、やはり被保険者数の減少に伴い給付費も減っているということが主な要因だというふうに考えております。

まずは、以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

被保険者数、どんどん減っていくというのが関係してくるのかなとは思いますが。

そこで、今申し上げたとおり、次期繰越金もありますし、基金も別に使ってないんですね。そんな状況で3億3,800万円、まだ繰越金と基金合わせるとね、そんな状況で、実際今の保険料が、今2年度ずつ保険料の見直しやっていますよね。また来年度、多分最終的な資産割をなくす、ゼロにする方向で見直しが行われてくる下で、この基金と繰越金を見た額をどうしていくかということですよ。それだけ本当に残しておいていいのか、もっと今現状、被保険者、子育て支援のために国も未就学の半額、均等割の半額をしていますよね。その辺を、介護もそうなんですけれども、基金もそうですし、繰越金があるということは余らせているということですよ、保険料自体を。納付金はもう10億円といたら、もうちょっと何とかできなかったものなのか、決算的にね。それを見据えて、それじゃ予算がどうだということですよけれども、じゃこの保険料の設定自体が令和4年度に見直ししたところか、令和4年

と令和5年だものね、そんな状況で、じゃその設定自体が本当によかったのか、ちょっとその辺を、課長も替わったところですけども、前医療課長の今の部長もいますので、ちょっとその辺についてお願いします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまご指摘にございました繰越金及び基金と給付費、支出のバランスというところで収入のほうが多いのではないかとというご指摘をいただいているところでございますけれども、確かに結果から見まして今年度繰越金も1億3,000万円ほどございます。ただ、来年度に向けまして、議員も言われているように資産割のほうを廃止していくという方向で考えている中で、さらにそのことを踏まえながら、さらに収入が多いかということになってきますけれども、確かに今のバランスを見ますと収入のほうが多いのではないかとというふうに見てとれる部分もございます。ただ、昨年度の給付費とその前の給付費、令和2年度と見ますと、2年度と3年度というのは被保険者の減少状況もある中でそれほど大きな減少もございません。これは、令和2年度のコロナの影響ということもございましてけれども、やはり給付費というのはその年ごと、何かしらの影響もあり変動するものでございますので、ある程度の余裕という言葉は不適切な言葉でございましてけれども、ある程度収入が多い中でやっていくというものが原則的な考え方で思っております。

ただ、ご指摘のように今現状では繰越金も多い中で、これを適切な数値に保っていくということが今後の課題というふうに考えておりますので、今後の予算に向けて精査していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○民生部長 不破生美君

ちょっとこちら私のほうから補足をさせていただきますけれども、まず、納付金が大体10億円程度というところで推移をしておるところで、こちらについては、恐らく今年度についても来年度以降もこれぐらいのところに行くものだろうと思っております。片や、保険税収入になりますけれども、4年度の決算額を見ていただいても保険税だけではとても、7億3,000万円程度ですので保険税だけで賄うというのはとても難しいというのがあります。

そんな中で今まで頼りにしておりましたのが、激変緩和措置で国のほうから交付金等が入ってございましたけれども、それももういよいよ終了するということになっておりますので、そちらが終了して果たしてどれぐらいの交付金があるかということもありますので、あまりちょっと余っているからといって手放しで喜べないようなところはございますので、今後の交付金等の状況、それから激変緩和措置が終わった後、それから納付金の状況を見ながら保険税設定のほうをしていきたいと思っております。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

そうだよ、納付のための激変緩和で、それが10億円じゃ多分足りなくなっちゃうよね、激変緩和されてね。それを見据えて、結局、蟹江町自体コロナでもあんまり受診控えて給付費減っているわけじゃない中で、その辺の激変緩和の話もありますけれども、令和2年度、3年度、4年度見ても、ほとんど繰越金と基金3億5,000万円ですと一緒なんですよ。それをどうしていくかということだと思いますので、ぜひそれも今のところやっぱり激変緩和、多分予想はしているんじゃないかなと思いますので、その辺を含めて適切にもうちょっと保険料の設定、何でしつこく言うかということ、結構やっぱり国保、自分も国保、ここも国保の人もいますけれども、本当に高いんですよね、社会保険と比べるとね。その辺を含めて、特に低所得者の人たちにもうちょっと手厚い支援をしていただけるといいのか、子育て支援も含めてお願いしたいと思います。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、認定第2号「令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結します。

なお、25日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

日程第3 認定第3号「令和4年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、370ページから378ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、認定第3号「令和4年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結します。

なお、25日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

日程第4 認定第4号「令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

提案説明は既に済んでいますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、382ページから410ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

介護保険、これも総括的なこととお伺いしたいと思います。

国保に続いて、同じように準備基金、6月議会でもだいぶ質問しましたけれども、基金についても、繰越金自体も毎回ため込んでいると僕は言いますけれども、そんな状況で、国保と同じで基金と繰越金を含めて6億円近くあるんですよね、今回、決算でも。それを、ちょうど第8期最後の段階で基金の繰り入れも第8期で1億円ということで、令和3年度で3,000万円、令和4年度で5,000万円、もう令和5年度多分2,000万円だと思いますけれども、そんな状況でどうなのかと。6月議会で質問したときも、確かに基金を持ち過ぎじゃないかという答弁もあった中で、部長のほうでも、給付費の大体1カ月分ぐらいは持っておきたいという答弁ありました。それからいくと、1カ月でどのぐらいかというと2億円弱なんですよ。それで、それをどう見るかで、4億円以上持っているよということで、当初第8期決めるときも、新しい施設を造るから、そのためにも要りますよということなんですけれども、給付費についてもそこまで増えてないんですよ。ざっと計算しても5,000万円ぐらいで多分いいと思うんですけども、その辺ちょっと違っていたら教えていただきたいと思います。

準備基金の使い道はくどいぐらい言ってきました、そんな状況で、第9期、これも同じく第9期になってくるんですけども、その辺見据えて、基金の在り方、繰越金の使い方、この辺について考えをお願いしたいと思います。

○介護支援課長 松井智恵子君

今ご質問いただきました、介護給付費、準備基金の今後の使用方法についてお答えいたします。

今議員さんがおっしゃったとおり、基金、第8期において積み増した分について、次期第9期について保険料の軽減等に使うということが基本だとは思っておりますけれども、6月で部長が答弁させていただいたとおり、1カ月分ですね、不測の事態に備えることも町として必要であると考えておりますので、そこら辺を見ながら今第9期の計画を策定しておるところでございますので、きちんと精査して保険料の設定をしていきたいと思っております。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

決算状況を見てもそんな状況ですので、第9期に向かって介護保険料自体も本当に、特に65歳以上で第1号になった段階で本当にこれも国保と同じで所得の低い人ほど負担が重い、なおかつ低い年金でも天引きということもあって、物価高で年金変わらないのに引かれるものばかりどんどん増えていくと。そんな状況がありますので、ぜひ第9期に向けて本当の意味でもうちょっと頑張って試算をしてほしいなと思います。この辺について部長も答弁あったらお願いしたい。

あと、一つ気になるのが、特養の関係で、これ要介護3以上で入所なんですけれども、実際今、蟹江でそんなにたくさんあるわけじゃない、隣の中川でも特養入れるんですけども、

今実質、蟹江町で特養に入りたくても入れない、待ちですよね、その辺の状況って把握できていますよね、お願いします。

○介護支援課長 松井智恵子君

今ご質問ありました特別養護老人施設の入所待ち状況でございますけれども、町では今ちょっと、申し訳ありません、把握を今しておりませんけれども、実際に窓口でご相談いただいたときにも、入るところなくて困っているというような状況はお聞きしておりません。

以上でございます。

○民生部長 不破生美君

お問い合わせでございます、ちょっと待機者の数だとか、もしちょっと調べさせていただきまして、分かるようでしたら、また後日議員のほうにご報告させていただきたいと思っております。県のほうが以前はそういう待ちの状況を集計をしておったと思っておりますので、ちょっと以前のものからちょっと見させていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

また、第9期計画中的のもので次期の保険料の関係でございますけれども、私ども先ほど担当課長がご答弁させていただきましたように、少し基金のほうが若干多いかなという気持ちもありますので、その辺と、あと6月にも申し上げましたように、不測の事態に備えていきたいというもがございます。正直なところでございますので、そこら辺のバランスを見ながら、また策定審議会の委員の先生などに諮りながら、順次保険料のほうを、また、保険料の設定に関しましては国のほうから示されるシステムといいますか、こういうふうに算定していきなさいよというのがありますので、それにも従いながらやっていかなくちやいけないというところもありますので、そういったものを併せて全て次期の保険料で決めさせていただきたいと思っておりますので、基金のほうは十分考慮しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 水野智見君

他に質疑ありませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、認定第4号「令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結します。

なお、25日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

日程第5 認定第5号「令和4年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、414ページから422ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1

人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、認定第5号「令和4年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結します。

なお、25日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

日程第6 認定第6号「令和4年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

提案説明は既に済んでいますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、426ページから438ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で、認定第6号「令和4年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結します。

なお、25日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

日程第7 認定第7号「令和4年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題とします。

提案説明は既に済んでいますので、直ちに質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○6番 板倉浩幸君

水道事業についてちょっとまず確かめたいのが、初心に帰ります。毎回決算のときに処分の計算書、ちょうど9ページにあるんですけども、3億円、議会の議決による処分額とあります。これ自体、企業会計ということであるんですけども、通常この剰余金の処分、これについてどうしてこういうことをするのか、ちょっと確認させてください。

○水道課長 寺本章人君

ただいまの議員の質問についてご回答させていただきます。

公営企業会計につきましては、未処分利益剰余金を積立金への処分または予定処分として処分することなしに、直接資本的収支の補てん財源として使用することができないというふうに定められております。ですので、今回収益収支における収益のほうですね、未処分収益、その部分を資本的収支の不足に直接補てんするのではなく、未処分利益剰余金を積み立てて、次年度以降に補てん財源として使用するというところでございますので、ご理解のほどいただきたいと思います。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

そういうことで、企業会計、後の下水もそうなんですけれども、独特なんですよね。通常、普通の一般企業だとこんなことしないし、次に使えると、余ればね、余ればという言い方失礼ですけれども。

そんな状況で、実際決算の中でも水道事業自体ちゃんと純利益上げていますよね、今年度でも6,000万円近く上げていますし、黒字なんですよね。この処分をすることによって苦しい現状が出てくると。よく赤字だから何ともなりませんよとよく言いますよね。でも、実際収支見てもとても赤じゃないと思うし。そこの下で、企業会計でそういうふうに地方税法でなっているのかな、どうか分からないですけれども。

そこで、実際にそんな状況の下で今ちょっと懸念されているのが、ちょっと前にも町長からも言われたんですけれども、県水がちょっと微妙なところがあります。結構ちょっとストップがかかっている状況、いろんな自治体から文句言われてストップかかって、県水が値上げの方向、物価高騰にかこつけてですよ、あんな。その状況で、実際、蟹江町は県水100%ですよ。そんな状況で引き上げられたら本当にどうなるかという、方向性的に、水道会計自体がその辺の関係でどうなっていくか、予想的なことですが、その点についてお願いします。

○水道課長 寺本章人君

先ほどの議員の質問のほうにお答えさせていただきます。

まず、来年度ですね、県営水道の料金のことにつきましては、まず現時点において県営水道に係る料金についての具体的な値上げとか時期というのが示されていない状況でありまして、県営水道のほうも経営状況を今注視しており、行っているところでございます。既に経営状況につきましては、6月、7月に2回の説明会がございまして、この後また10月にも説明会のほうが予定をされておりますが、今のところ具体的なところは示されていないところでございます。

それに伴いまして蟹江町の事業に関する部分ですかね、そちらのほうのお話をさせていただきますと、まず、給水収益、先ほど議員のおっしゃられました収益的収支のところでは黒字が出ているのではないかとといったところの部分にはなりますが、給水収益については、水需要のほうは今後想定するにあたりおおむね横ばい、もしくは多少なりと微減をするであろうということで、収益のほうが現状となってくる、もしくは少し微減になるといったようなところを想定しております。

その反面、資本的収支のところにおける設備更新事業ですね、こちらのほうも浄水場の機器の更新を今控えております。また、水路のほうですね、経年管のほうも順次更新をしている状況でございまして、こちら計画のほうを進めているという状況でございます。かかる状況の中で、当然今の水道事業のほうがある程度の資金、お金を使いながら経営をし

ていく、県水100%を使っているということで、県営水道のほうの値上げの状況も注目しているという状況でございます。

そんな中で私どもの水道事業については、経費節減等、また企業債の借り入れというのも視野に入れながら事業のほうを展開していつているということでございます。当然のことながら、まず、我々の料金、水道料金という中、経営のほうをまず一番はしっかりと将来的にわたって見て経営のほうを進めさせていただきたいと思っておりますので、ご承知おきいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○6番 板倉浩幸君

分からないもの言ってもいけないんですけども、そんな情報が入ってきているし、じゃ、実質経営的に確かに収支のほうも一時期よりはやっぱり下がってきているんですよね、それ十分分かっています、決算見てもね。

今、課長のほうから答弁あったように、今企業債が本当になくなった状態ですので、設備に関して更新設備、やっぱり今の低金利の下ですので、その辺を十分活用して企業債を借りるべきなんですよ、本当に。それで工事を進めていって、なるべく料金の見直しするときも、その辺もよく考えて、ないというか値上げはしてほしくないと思えますけれども、その辺をよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で、認定第7号「令和4年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」の質疑を終結します。

なお、25日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願ひします。

日程第8 認定第8号「令和4年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題とします。

提案説明は既に済んでいますので、直ちに質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

下水道も先ほどと同じように、企業会計ということで議決の処分をしますよね。そうなんですけれども、今回ちょっと質問したいのは、下水道の源氏、ピアゴまで今年度に工事始まる中で説明会ありましたよね。そこで、世帯数からいったら説明会来てない人がほとんどなんですよ。じゃ、そういう人たちにどうやって、参加できなかった世帯の対応って直接訪問して

お願いをするのか、下水道工事する人たちがお願いしに行くのか、ちょっとその辺の関係についてお願いします。

○下水道課長 北條寿文君

住民説明会、先だって6月ですね、板倉議員にもご出席をいただきありがとうございました。今現在、源氏一丁目ですね、あとは八幡一丁目です。そのところの今面整備というものを取り組んでいるところですが、説明会の今回の出席率が大体4割ぐらいでした。残りの方々につきましては、説明会の資料を全世帯に後にお送りしております。

あと、工事をするにあたりましては、各家庭に1つずつ公共ますというものを設置させていただくこととなりますので、出席できなかったところも含めて1世帯ずつ全て工事業者のほうで訪問をさせていただき、事業の説明をしながら丁寧に対応させていただいておりますので、それを繰り返しながら、今度工事が終わった暁には、また年度末に供用開始の皆さんの工事に向けて再度説明会を行っていきたい、そんな予定でおりますので、よろしく願いいたします。

○6番 板倉浩幸君

そんな4割の方しかやっぱり来てない状況で、受益者負担金の関係もあるんですね。これは引く、引かないで、払わなければいけないものになっていますし、そんな状況で、じゃ実際に今着々と下水工事が進んで、下水につないでいるところ、世帯だよ。結構今よく聞くのが、つながなければいけないのによく言われるんです。なるべくつないだほうが下水の関係で水をきれいにしたりするから、ぜひつないでほしいという関係で、これ普及率が66.9%、蟹江町、海部津島の中でも確かに結構みんな引いて、頑張って引いてくれているんですけども、ただ、高齢者世帯1人また夫婦がお子さんもないよとなると、結構そんな馬鹿に安いわけじゃないんですよ、工事料金。そこで浄化槽もあるしと相談を受けて、僕も直接そのままいいんじゃないとつい言っちゃいますけれども、その辺をどうフォローしていくか。普及率上げるには、そういう人たちも話を進めていかない状況だと思います。その辺について、ちょっと管外的なことだと思いますけれどもお願いします。

○下水道課長 北條寿文君

接続普及率というところで今ご質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、下水道につきましては、下水道法第10条の規定に基づきまして、接続できる状態になったときには速やかに接続するという義務がございます。ところが、接続されない方に対する罰則規定はございませんので、強制力というのはそこまで発動できないかなというふうに思っております。

ただ、我々もうあくまでもやっぱりご協力をいただくという思いを第一に皆様方には説明会も実施しておりますので、下水道工事、ご承知のとおり多額の建設費用がかかります。そして、下水道が健全な経営をしていくためには、下水道の皆様方からいただく使用料とい

うものがもうほぼ全ての歳入源になってまいりますので、健全な運営のためにも、せっかく整備した下水道ですから皆様方におつなぎをいただき、公共水域の水質保全も含めてご協力いただきたいということを皆様方に丁寧に粘り強く説明を繰り返すというのが、まず第一の方針です。

あと、やはり工事が終わった後速やかに接続していただくためには、一定の金銭負担も強いこととなりますので、今接続補助金という制度を設けまして、これ海部管内で言いますと蟹江町しかその制度は持ち合わせておりません。1年目が6万円、2年目が4万5,000円、3年目が3万円というふうな段階的な補助制度になっておりますが、言うまでもなく初年度につないでいただいたほうが最もお得につないでいただくこととなりますので、そういう制度の説明も含めて、ぜひおつなぎくださいということで丁寧な説明を繰り返しながら、皆様方に啓発を行いながらまたお願いしていくという方針にありますので、どうぞご協力よろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で、認定第8号「令和4年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」の質疑を終結します。

なお、25日の本会議では、質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長 水野智見君

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午後2時04分)